

令和7年2月定例会

(2 0 2 5 年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ページ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第1号	総 務	5	カスタマーハラスメントに該当すると思われる事例の件数及び内容（令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度））	山 根		
議案第1号	総 務	6	吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例議案の提出に至るまでの協議内容	井 上		
議案第1号	総 務	7～19	カスタマーハラスメント防止に関する条例を制定している自治体の一覧	井 上	塩 見	
議案第1号	総 務	20～24	パワー・ハラスメントに関する調査結果	乾		
議案第1号	総 務	25	議員をカスタマーハラスメントの行為者に位置付ける他市事例	乾		
議案第3号	総 務	27	府内中核市における特別職の給料及び議員の報酬の状況	山 根		
議案第3号	総 務	28～29	吹田市特別職報酬等審議会の開催状況等	井 上		
議案第6号	総 務	30	大阪府退職予定者人材バンクに関する資料	江 口		
議案第20号	都市計画	31	佐竹台及び津雲台における地価公示価格	今 西		
議案第22号	児 童	33	こども園における事故の詳細	矢 野	井 口	
議案第23号	土 木	35～98	中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者候補者が提出した事業計画	澤 田		

カスタマーハラスメントに該当すると思われる事例の件数及び内容
 （令和５年度（２０２３年度）及び令和６年度（２０２４年度））

令和６年６月に実施した各室課向けカスタマーハラスメント実態調査の結果（回答室課数９２）から把握したカスタマーハラスメントに該当すると思われる事例の件数及び類型は、次のとおりです。

１ 件数

年 度	件 数	備 考
令和５年度	２４９件	
令和６年度	１２９件	６月時点
合 計	３７８件	

２ 令和５年度及び令和６年度に受けたカスタマーハラスメントの類型

（複数回答あり）

類 型	回答室課数
身体的な攻撃（暴行及び傷害）	０
精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱及び暴言）	３１
威圧的な言動	３９
土下座の要求	１
継続的な言動、執ような言動	２９
拘束的な言動（不退去、居座り及び監禁）	９
差別的な言動	１２
性的な言動	６
職員個人への攻撃、要求	１９
要求内容に照らして不相当な行政サービスの内容のやり直しの要求	１６
要求内容に照らして不相当な金銭補償の要求	４
要求内容に照らして不相当な謝罪（土下座を除く。）の要求	８

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例議案
の提出に至るまでの協議内容

年	月	日	事項	協議内容
令和 6 年 (2024年)	5	2	市長協議	条例制定の指示
		9	総務部内部協議	条例制定に向けての課題の抽出
	6	3	総務部内部協議	職員アンケート及び各室課調査の実施の検討
		20	総務部内部協議	① 職員アンケート及び各室課調査の時点報告 ② カスタマーハラスメントの定義の検討
	7	5	総務部内部協議	① 職員アンケート及び各室課調査の実施結果報告 ② カスタマーハラスメントの定義の検討 ③ 被害防止の取組の検討
		16	両副市長報告	職員アンケート及び各室課調査の実施結果報告
		26	総務部内部協議	条例案（素案）の作成
	8	1	総務部内部協議	条例案の検討（用語の定義、条例の対象等）
		15	春藤副市長協議	条例案の説明
	10	25	総務部内部協議	条例案の検討（用語の定義等）
		29	市長協議	① 職員アンケートの実施結果報告 ② 条例案の説明
	11	1	総務部内部協議	条例案の検討（用語の定義、条例の対象等）
	12	12	総務部内部協議	① 国の取組状況、他自治体の取組状況の報告 ② 条例制定の目的の確認
		19	市長協議	条例案の説明
令和 7 年 (2025年)	1	19	総務部内部協議	条例案の確定
		21	両副市長協議	条例案の説明
		22	市長協議	条例案の説明
		27	政策会議	政策決定

カスタマーハラスメント防止に関する条例を制定している自治体の一覧

自治体名	条例名	施行期日	条例全文
東京都	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例	令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日	別紙 1 (P. 2～P. 5)
北海道	北海道カスタマーハラスメント防止条例	令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日	別紙 2 (P. 6～P. 10)
桑名市	桑名市カスタマーハラスメント防止条例	令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日	別紙 3 (P. 11～P. 13)

○東京都カスタマー・ハラスメント防止条例

東京は、多様な産業と高度な都市機能とが集積した世界有数の都市であり、日本の首都として、我が国の経済を牽引している。その基盤は、多岐にわたる仕事を通じて発揮される人の力である。東京が今後も持続的に発展していくためには、働く全ての人が持てる力を十分に発揮することにより、事業者が安定した事業活動を行い、誰もが等しく豊かな消費生活を営むことができる環境を創出していかなければならない。

そのためには、働く人の安全及び健康を害する様々なハラスメントを未然に防止する必要がある。とりわけ、顧客等からの著しい迷惑行為であるカスタマー・ハラスメントは、働く人を傷つけるのみならず、商品又はサービスの提供を受ける環境や事業の継続に悪影響を及ぼすものとして、個々の事業者にとどまらず、社会全体で対応しなければならない。また、東京で働く人に影響する様々な手段によるカスタマー・ハラスメントを、東京都の区域内にとどまらず、あらゆる場面で防止することが重要である。

もっとも、顧客等による苦情や意見、要望は、業務の改善や新たな商品又はサービスの開発につながるものであることは言うまでもない。また、働く人は、商品又はサービスを提供する就業者であると同時にそれらの提供を受ける顧客等でもあり、誰もがカスタマー・ハラスメントを受ける側にも行う側にもなり得るという視点も不可欠である。

東京都は、このような認識の下、顧客等と働く人とは対等な立場において相互に尊重する都市をつくりあげるとともに、カスタマー・ハラスメントのない公正かつ持続可能な社会を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、顧客等、就業者及び事業者の責務を明らかにするとともに、カスタマー・ハラスメントの防止に関する施策(以下「カスタマー・ハラスメント防止施策」という。)の基本的な事項を定めることにより、顧客等の豊かな消費生活、就業者の安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動を促進し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 都の区域内(以下「都内」という。)で事業(非営利目的の活動を含

む。)を行う法人その他の団体(国の機関を含む。)又は事業を行う場合における個人をいう。

二 就業者 都内で業務に従事する者(事業者の事業に関連し、都の区域外でその業務に従事する者を含む。)をいう。

三 顧客等 顧客(就業者から商品又はサービスの提供を受ける者をいう。)又は就業者の業務に密接に関係する者をいう。

四 著しい迷惑行為 暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいう。

五 カスタマー・ハラスメント 顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう。

(基本理念)

第三条 カスタマー・ハラスメントは、顧客等による著しい迷惑行為が就業者の人格又は尊厳を侵害する等就業環境を害し、事業者の事業の継続に影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 カスタマー・ハラスメントの防止に当たっては、顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することを旨としなければならない。

(カスタマー・ハラスメントの禁止)

第四条 何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。

(適用上の注意)

第五条 この条例の適用に当たっては、顧客等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(都の責務)

第六条 都は、第三条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、顧客等、就業者及び事業者に対し、カスタマー・ハラスメントの防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を行うものとする。

(顧客等の責務)

第七条 顧客等は、基本理念にのっとり、カスタマー・ハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 顧客等は、都が実施するカスタマー・ハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

(就業者の責務)

第八条 就業者は、基本理念にのっとり、顧客等の権利を尊重し、カスタマー・ハラ

メントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、カスタマー・ハラスメントの防止に資する行動をとるよう努めなければならない。

- 2 就業者は、その業務に関して事業者が実施するカスタマー・ハラスメントの防止に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、カスタマー・ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、都が実施するカスタマー・ハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業に関して就業者がカスタマー・ハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った顧客等に対し、その中止の申入れその他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業に関して就業者が顧客等としてカスタマー・ハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(区市町村との連携)

第十条 都は、カスタマー・ハラスメント防止施策の実施に当たっては、特別区及び市町村との連携を図るよう努めるものとする。

(カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針の作成)

第十一条 都は、カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 カスタマー・ハラスメントの内容に関する事項
- 二 顧客等、就業者及び事業者の責務に関する事項
- 三 都の施策に関する事項
- 四 事業者の取組に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、カスタマー・ハラスメントを防止するために必要な事項

- 3 都は、指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第十二条 都は、カスタマー・ハラスメント防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第十三条 都は、指針に基づき、次に掲げるカスタマー・ハラスメント防止施策を実施するものとする。

- 一 都の支援事業等に関する情報の提供
- 二 カスタマー・ハラスメントの防止に資する行動に関する啓発及び教育
- 三 就業環境に関する相談及び助言
- 四 消費生活に関する相談及び助言
- 五 就業者の安全及び健康の確保に関する相談及び助言
- 六 前各号に掲げるもののほか、カスタマー・ハラスメントを防止するために必要な施策

- 2 都は、カスタマー・ハラスメント防止施策を効果的に推進するため、カスタマー・ハラスメント防止施策の実施及び当該実施状況等の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(事業者による措置等)

第十四条 事業者は、顧客等からのカスタマー・ハラスメントを防止するための措置として、指針に基づき、必要な体制の整備、カスタマー・ハラスメントを受けた就業者への配慮、カスタマー・ハラスメント防止のための手引の作成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 就業者は、事業者が前項に規定するカスタマー・ハラスメント防止のための手引を作成したときは、当該手引を遵守するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他カスタマー・ハラスメントの防止に関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

北海道カスタマーハラスメント防止条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本的施策（第8条―第14条）

第3章 北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会（第15条）

第4章 雑則（第16条―第18条）

附則

今日、顧客等が行き過ぎた要求や言動、迷惑行為などのカスタマーハラスメントをすることにより、従業者等の人格や尊厳を傷つけ、心身に重大な影響を与えることで離職等につながり、また、事業者にとっては、人口減少による働き手の不足が深刻化している中であって、一部の業種では事業活動の継続が困難になったところもある。

我々の快適な暮らしは、それを支える物やサービスを提供する人々の存在があってこそである。このことを道民一人一人が自覚し、カスタマーハラスメントの加害者にならないよう努めるとともに、顧客等や従業者等は、カスタマーハラスメントに関する理解を深め、防止に努め、事業者等も就業環境を悪化させる要因から従業者等を守る方策を講じていく必要がある。

こうした考え方に立って、道民、顧客等、事業者等、市町村及び道が、カスタマーハラスメントの防止に主体的に取り組み、それぞれの役割と責務を認識し、カスタマーハラスメント防止の必要性及び重要性を社会全体で共有することによって、全ての人々が将来にわたり安心して、快適で豊かな消費生活を享受し、お互いを尊重し、多様な価値観を認め合う寛容な地域社会を築き上げることを目指して、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、顧客等からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、従業者等の心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動の継続や他の顧客等の消費生活環境にも影響を及ぼすおそれがあること等に鑑み、消費者の権利が擁護されるよう配慮しつつ、カスタマーハラスメントの防止に関し基本理念を定め、道、事業者等及び顧客等の役割を明らかにし、カスタマーハラスメントの防止のための対策の基本となる事項を定めることにより、カスタマーハラスメント対策を総合的に推進して、従業者等が心身の健康を保持してその有する能力を有効に発揮し、充実した生活を営むことができるようにするとともに、事業者等が顧客等との良好な関係の下安定的に事業を継続し、もって社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「顧客等」とは、事業者により物品又は役務の提供（公共サービスを含む。）を受け、または受ける可能性のある者又は事業者の業務に関係する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、顧客等に物品又は役務を提供する事業（非営利を含む。）を行う法人その他の団体（国や地方公共団体の機関を含む。）又は個人をいう。

3 この条例において「事業者団体」とは、事業者として共通の利益を増進することを主たる目的とする事業者の結合体又はその連合体をいう。

4 この条例において「従業者等」とは、事業者の役員若しくは使用人その他の従業者又は事業者（個人に限る。）であって、顧客等と直接の契約関係にあるか否かを問わない。

5 この条例において「カスタマーハラスメント」とは、従業者等に対する顧客等からの要求、言動等のうち、その態様や程度が社会通念上不相当なものであって、当該要求、言動等により、従業者等の就業環境が害される行為をいう。

(基本理念)

第3条 カスタマーハラスメントの防止のための対策（以下「カスタマーハラスメント対策」という。）は、顧客等、事業者等、道民それぞれの主体的な取組により推進されなければならない。

2 カスタマーハラスメント対策は、事業者等がその従業者等をカスタマーハラスメントから保護し、良好な就業環境を守るための取組として適正な対応を行うことが重要であるという認識の下に、各関連法令の趣旨を踏まえて推進されなければならない。

3 カスタマーハラスメント対策は、顧客等の苦情の申出等を行う機会を確保することが当該顧客等の利益を擁護するものであるとともに事業者の事業活動の発展に資することを踏まえ、顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう配慮しなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条の基本理念にのっとり、カスタマーハラスメント対策に関し、市町村や関係機関との連携を図りつつ、業種や業態の性質等を考慮した施策を策定し、及び実施する責務を有し、市町村が行うその地域の特性に応じた施策の実施に対し必要な支援を行う。

(顧客等の責務)

第5条 顧客等は、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、道が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するとともに、カスタマーハラスメント防止に係る取組を主体的に行う。

2 事業者団体は、道が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めるとともに、その構成員である事業者が行うカスタマーハラスメント防止に係る取組について、必要な助言、協力その他の援助を行う。

(道民の役割)

第7条 道民は、カスタマーハラスメントを防止することの必要性及び重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(取組の促進)

第8条 道は、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）が行うカスタマーハラスメント防止に係る取組を促進するため、この章に定める施策その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指針の作成)

第9条 道は、事業者等が行うカスタマーハラスメント防止に係る取組によりとられることとなるべきカスタマーハラスメントへの適切な対処方法、カスタマーハラスメントの事例、その他の必要な事項を定めた指針を作成し、公表するものとする。

(情報収集及び情報提供)

第10条 道は、カスタマーハラスメントの実態及びカスタマーハラスメント防止に係る取組等の情報を収集し、事業者等に対し、有用な情報提供を行うものとする。

(相談支援体制の整備)

第11条 道は、カスタマーハラスメントにより心身に被害を受けた従業者等からの相談及びカスタマーハラスメントに関する事業者、顧客等からの相談に的確に応ずるため、身近に相談することができる体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成等)

第12条 道は、カスタマーハラスメント防止に係る取組に関する専門的知識を有する人材その他のカスタマーハラスメント対策の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の機会の確保及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動等)

第13条 道は、カスタマーハラスメントを防止することの必要性及び重要性に対する道民の関心と理解を深めるため、啓発活動及び教育活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 道は、カスタマーハラスメント対策が効果的に実施されるよう、関係機関、労働者団体、事業者団体その他の民間の団体の間における連携協力を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会

第15条 道は、カスタマーハラスメント対策に関する情報の共有及び連携の強化を図るため、道、市町村、事業者、関係機関その他の関係者により構成される北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会を置くものとする。

第4章 雑則

(関係法令等に基づく措置)

第16条 道は、カスタマーハラスメントの防止のため、この条例に基づく施策のほか、関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第17条 道は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第18条 知事は、毎年、議会に、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組について、報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○桑名市カスタマーハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に関し必要な事項を定めることにより、誰もが安心して働くことができ、事業活動を行うことができる環境を確保し、もって市民生活の充実向上と市内経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号。次号において「安全安心条例」という。)第2条第2号に規定する事業者等をいう。
- (2) 就業者 市内で行われる事業活動(安全安心条例第2条第2号に規定する事業活動をいう。第4号において同じ。)に従事している役員、従業員その他の個人をいう。
- (3) 顧客 事業者等がその商品、製品、サービス等を提供する相手方をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客の言動(専ら事業活動のために行われるものを除く。)のうち、当該言動による要求の内容に妥当性がないもの又はその妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段及び態様により、就業者の就業環境が害されるおそれがあるものをいう。
- (5) カスタマーハラスメント対策 カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に必要な施策をいう。

(カスタマーハラスメントの禁止等)

第3条 何人も、就業者に対してカスタマーハラスメントをしてはならない。

- 2 何人も、市及び事業者等が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、顧客の正当な要求については、誠実に対応するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、カスタマーハラスメント対策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、カスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、事業者等を支援するとともに、カスタマーハラスメント対策に取り組む団体、警察、労働局その他の関係団体又は関係機関との連携に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、労働契約法(平成19年法律第128号)第5条に定める就業者の安全に配慮する義務があるという認識の下に、カスタマーハラスメント対策を適切に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第6条 市は、カスタマーハラスメントに関する就業者及び事業者等からの相談又は支援の要請に応ずるための体制を整備するとともに、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に資する援助をするよう努めるものとする。この場合において、市長は、就業者及び事業者等が相談又は支援の要請をしたことによって不利益が生ずることがないように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民、就業者及び事業者等に対し、市が実施するカスタマーハラスメント対策について周知を図るとともに、カスタマーハラスメントに関する啓発活動等の実施を通じてカスタマーハラスメントによる被害の防止に取り組むものとする。

(カスタマーハラスメント対策委員会)

第7条 市長は、カスタマーハラスメント対策に関し調査審議をさせるため、桑名市カスタマーハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をする。
- 3 委員会は、次条第3項及び第9条第2項に定めるもののほか、カスタマーハラスメント対策に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(確認又は認定)

第8条 就業者又は事業者等は、その顧客の言動がカスタマーハラスメントに該当すると考えられる事案が発生したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、確認(当該行為者を特定することなく、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。)又は認定(当該行為者を特定し、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。)を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により就業者又は事業者等から確認又は認定を求められたときは、委員会に諮問しなければならない。

- 3 委員会は、前項の規定により市長から諮問を受けたときは、調査審議の上、その結果を市長に対し答申をしなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定による調査審議(認定に係るものに限る。)の際、やむを得ないときを除き、当該認定の求めに係る行為者の意見を聴取するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により諮問に対する答申を受けたときは、確認又は認定を行うかどうかの決定をし、規則で定めるところにより、当該就業者又は事業者等に対し、その旨を報告するものとする。

(カスタマーハラスメント事案に対する措置等)

第9条 市長は、確認又は認定を行ったときは、次に掲げる措置(第2号に掲げる措置にあつては、認定を行ったときに限る。)を講ずるものとする。

- (1) 当該カスタマーハラスメント事案について、その概要(桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)第7条に規定する不開示情報を除く情報であつて規則で定めるものをいう。)を公表すること。
 - (2) 当該カスタマーハラスメント事案における行為者に対し、規則で定めるところにより、警告すること。
- 2 市長は、前項第2号の規定により警告したにもかかわらず、その状況の改善が不十分であると認めるときは、氏名その他の当該行為者を特定することができる情報であつて規則で定めるものを公表することができる。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、当該行為者の意見を述べる機会を与えるとともに、委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年桑名市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

パワー・ハラスメントに関する調査結果

1 調査の実施概要

- (1) 実施期間 令和 6 年（2024 年）10 月 28 日から 11 月 29 日まで
- (2) 調査対象職員 全職員（会計年度任用職員を含む。）
- (3) 回答者数 3,681 人

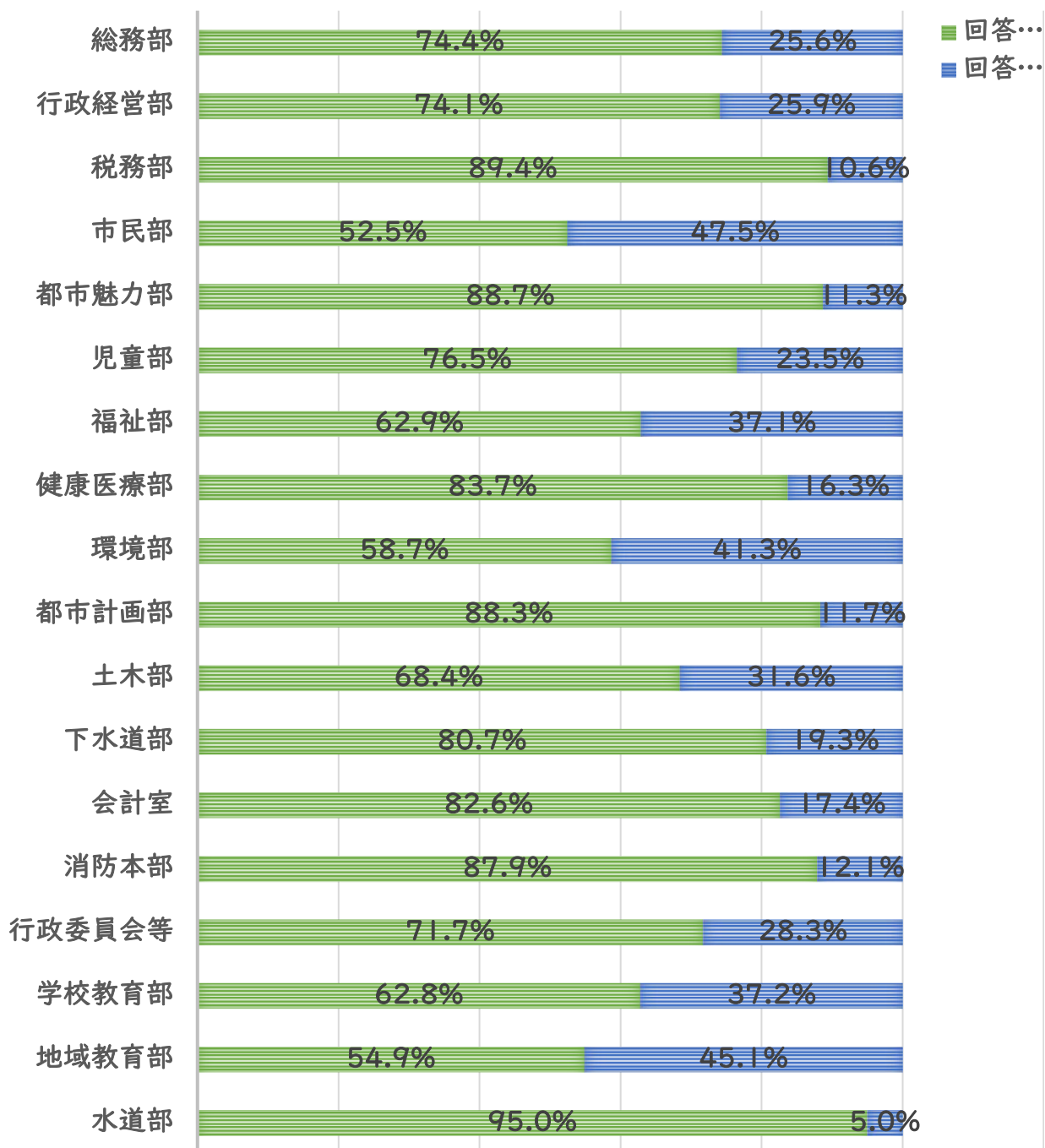
2 調査の結果

「令和 6 年度 パワー・ハラスメントに関する調査結果」（P. 2 ～ P. 5）

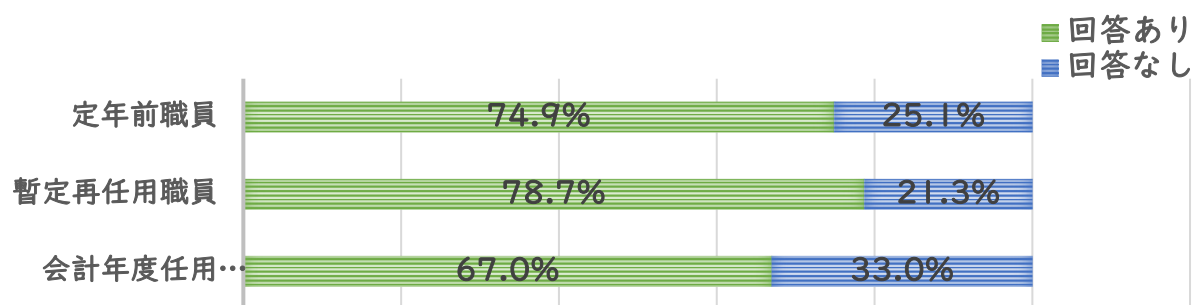
令和6年度 パワー・ハラスメントに関する調査結果

(令和6年10月28日(月)～11月29日(金) 実施)

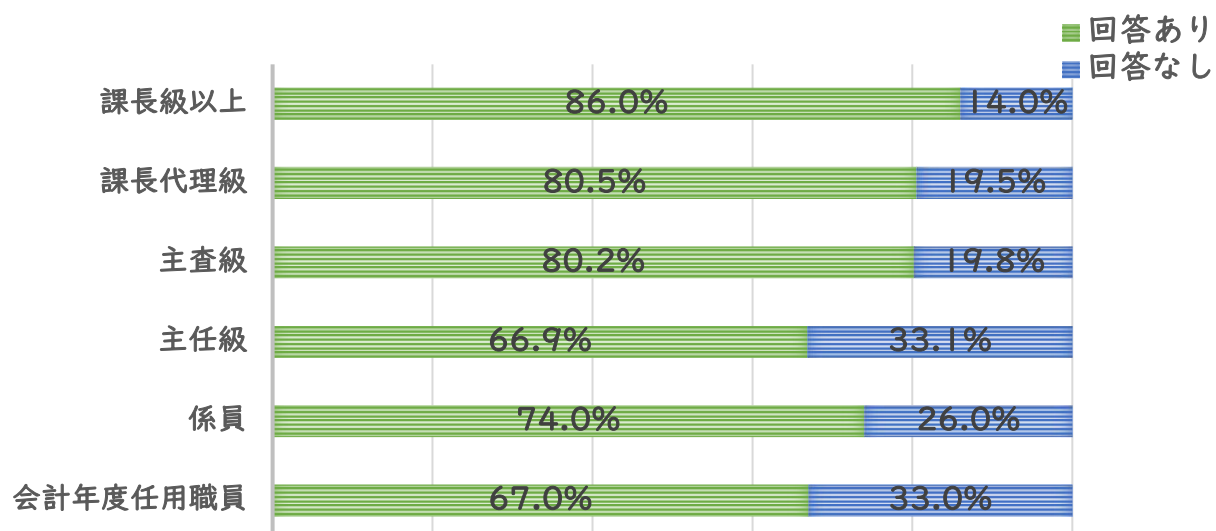
【設問1】 あなたの現在の所属部局をお答えください。



【設問 2】 あなたの現在の職員区分をお答えください。



【設問 3】 あなたの現在の補職をお答えください。

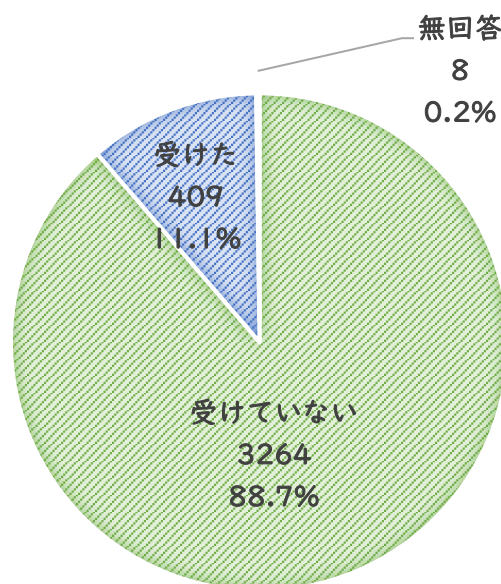


全体では、会計年度任用職員を含む、全職員 5,142 人(令和 6 年 11 月 1 日時点)のうち、71.6%にあたる 3,681 件の回答がありました。

回答率が若干低い部局については、出先機関で勤務している職員や短期の会計年度任用職員が多く在籍していることが要因の 1 つと考えられます。

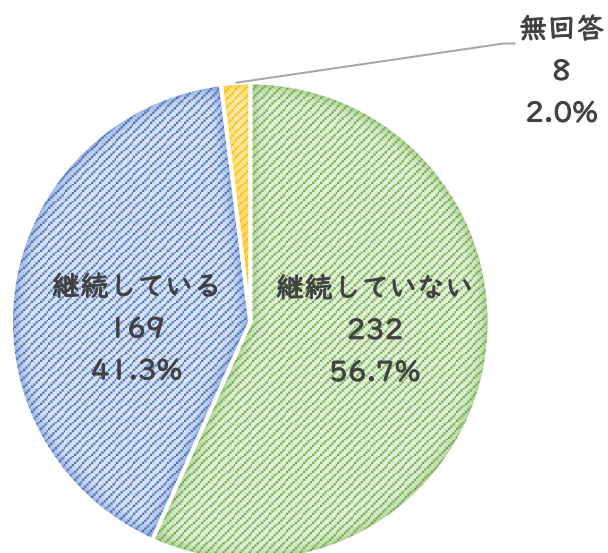
【設問 4】 あなたはパワハラを受けましたか。

※【設問 4】以降については、令和 5 年 10 月以降についての回答です。



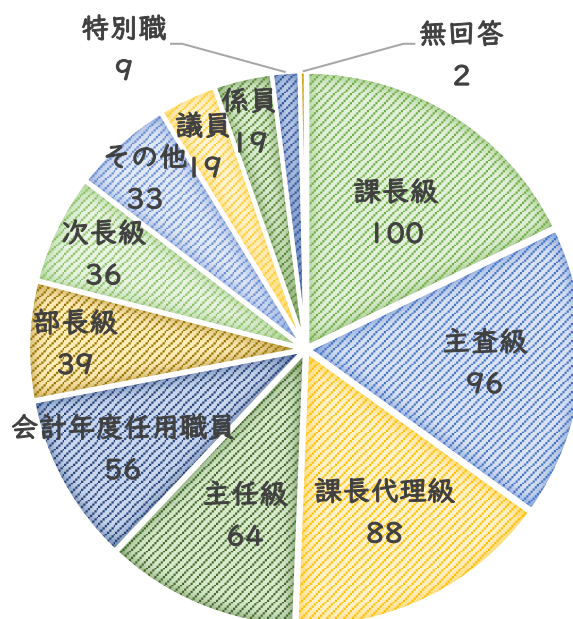
【設問 5】 あなたが受けたパワハラは継続していますか。

※【設問 5】以降については、【設問 4】で「受けた」と回答した方のみが対象となります。

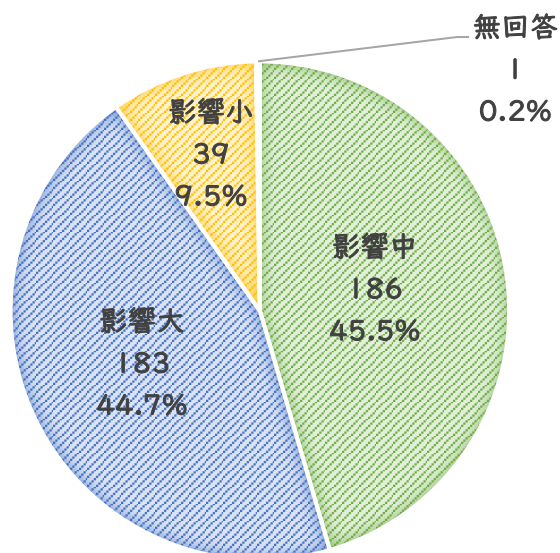


回答者の約 1 割の職員が「パワハラを受けた」と回答しており、内約 4 割の方から「継続している」と回答がありました。（全職員のうち約 3.3%）

【設問 6】 パワハラを誰から受けましたか。行為者の補職等を選択してください。（複数回答可）



【設問 7】 パワハラを受け、あなたにどの程度の影響がありましたか。



影響中と影響大で9割を超えており、パワハラを受けた人への影響の大きさを示しています。

今回の調査結果を受けて、職員1人、1人が改めて自身の言動、責務等について確認し、日頃よりハラスメントのない職場環境づくりへの心がけをお願いします。

議員をカスタマー・ハラスメントの行為者に位置付ける他市事例

東京都のカスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）抜粋

「顧客等」（行為者） 働く人が対応する、全ての人	「就業者」（被行為者） 都内で働く（無償含む。）、全ての人
客	店員 経営者 個人事業主
企業間取引での発注者 （経営者、社員、個人事業主）	企業間取引での受注者 （経営者、社員、個人事業主、 フリーランス）
サービス利用者 家族	介護スタッフ ケアマネジャー
患者 家族	医師 看護師 医療従事スタッフ
公共交通機関の乗降客	駅員 運転手 乗務員
住民	警察官 消防官
株主	経営者
保護者	学校教諭
有権者	議員
住民 議員	官公庁職員
居住者	マンション管理人
配達先の住人や隣人	配達員
住民 イベント参加者	地域活動を行う人 ボランティア
SNSの投稿等へ書き込む人	店舗等で働く人、著名人

※カスタマー・ハラスメントの行為者・被行為者の例（同指針 7 ページ）より

府内中核市における特別職の給料及び議員の報酬の状況

(単位：円)

(1) 市長の給料

団体名	条例本則
●吹田 市	1,072,000
高槻 市	1,065,000
豊中 市	1,035,000
東大阪 市	1,030,000
枚方 市	1,023,000
寝屋川 市	1,020,000
八尾 市	1,010,000

(4) 水道事業管理者の給料

団体名	条例本則
●吹田 市	827,000
高槻 市	825,000
枚方 市	796,000
豊中 市	785,000
寝屋川 市	770,000
八尾 市	770,000
東大阪 市	760,000

(6) 議長の報酬

団体名	条例本則
枚方 市	766,000
●吹田 市	755,000
高槻 市	750,000
寝屋川 市	745,000
豊中 市	730,000
東大阪 市	720,000
八尾 市	700,000

(2) 副市長の給料

団体名	条例本則
●吹田 市	939,000
高槻 市	935,000
豊中 市	895,000
枚方 市	890,000
東大阪 市	870,000
寝屋川 市	870,000
八尾 市	870,000

(5) 常勤の監査委員の給料

団体名	条例本則
高槻 市	583,000
●吹田 市	581,000
枚方 市	578,000
東大阪 市	565,000
豊中 市	550,000
八尾 市	540,000

(7) 副議長の報酬

団体名	条例本則
枚方 市	727,000
●吹田 市	714,000
高槻 市	710,000
寝屋川 市	705,000
豊中 市	690,000
東大阪 市	666,000
八尾 市	650,000

(3) 教育長の給料

団体名	条例本則
●吹田 市	827,000
高槻 市	825,000
枚方 市	796,000
豊中 市	785,000
寝屋川 市	770,000
八尾 市	770,000
東大阪 市	760,000

(8) 議員の報酬

団体名	条例本則
枚方 市	669,000
●吹田 市	663,000
高槻 市	660,000
寝屋川 市	660,000
豊中 市	635,000
東大阪 市	630,000
八尾 市	610,000

* 令和7年4月時点

吹田市特別職報酬等審議会の開催状況等

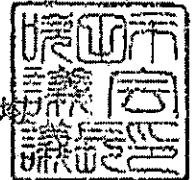
NO	時期	内容	備考
1	平成6年2月 (1994年)	市長・助役及び収入役の給料の額、市議会議員の報酬の額について	
2	平成6年3月 (1994年)	市長・助役及び収入役の給料の額、市議会議員の報酬の額を増額改定	
3	平成23年12月 (2011年)	特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等について	
4	平成24年2月 (2012年)	特別職の給与の減額改定	
5	平成24年10月 (2012年)	議員報酬の額の減額改定	
6	平成31年3月 (2019年)	特別職報酬等審議会の開催について 市議会議長→市長へ依頼	別紙参照
7	令和元年6月 (2019年)	特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等について	
8	令和元年10月 (2019年)	特別職の給料及び市議会議員の議員報酬は据え置き 期末手当は現行どおり一般職の職員と同様に扱うことが適当 地域手当は国の地域手当に準じて支給することが適当 審議会は概ね4年に1回開催されることが望ましい	
9	令和5年7月 (2023年)	特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等について	
10	令和5年10月 (2023年)	特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等の額を増額改定 期末手当は現行の算出方法が適当 地域手当は国の地域手当制度に準じて支給することが適当 審議会は概ね4年に1回開催されることが望ましい	

(1)

30 議 第1013号
平成31年3月22日
(2019年)

吹田市長 後 藤 圭 二 様

吹田市議会議長 川 本



吹田市特別職報酬等審議会の開催について（依頼）

市議会議員の議員報酬及び期末手当については、地方自治法第203条に基づき、いずれも市条例で支給が規定されています。

また、議員報酬の額や期末手当に関する事項については、市長の諮問に応じ、吹田市特別職報酬等審議会が調査審議し、答申するものとなっていますが、平成27年（2015年）5月27日に就任した私ども現市議会議員の任期中、一度も同審議会は開催されておられません。

つきましては、平成31年（2019年）4月に行われる吹田市議会議員選挙の後、直ちに同審議会を開催し、下記の事項について検討いただきますよう依頼いたします。

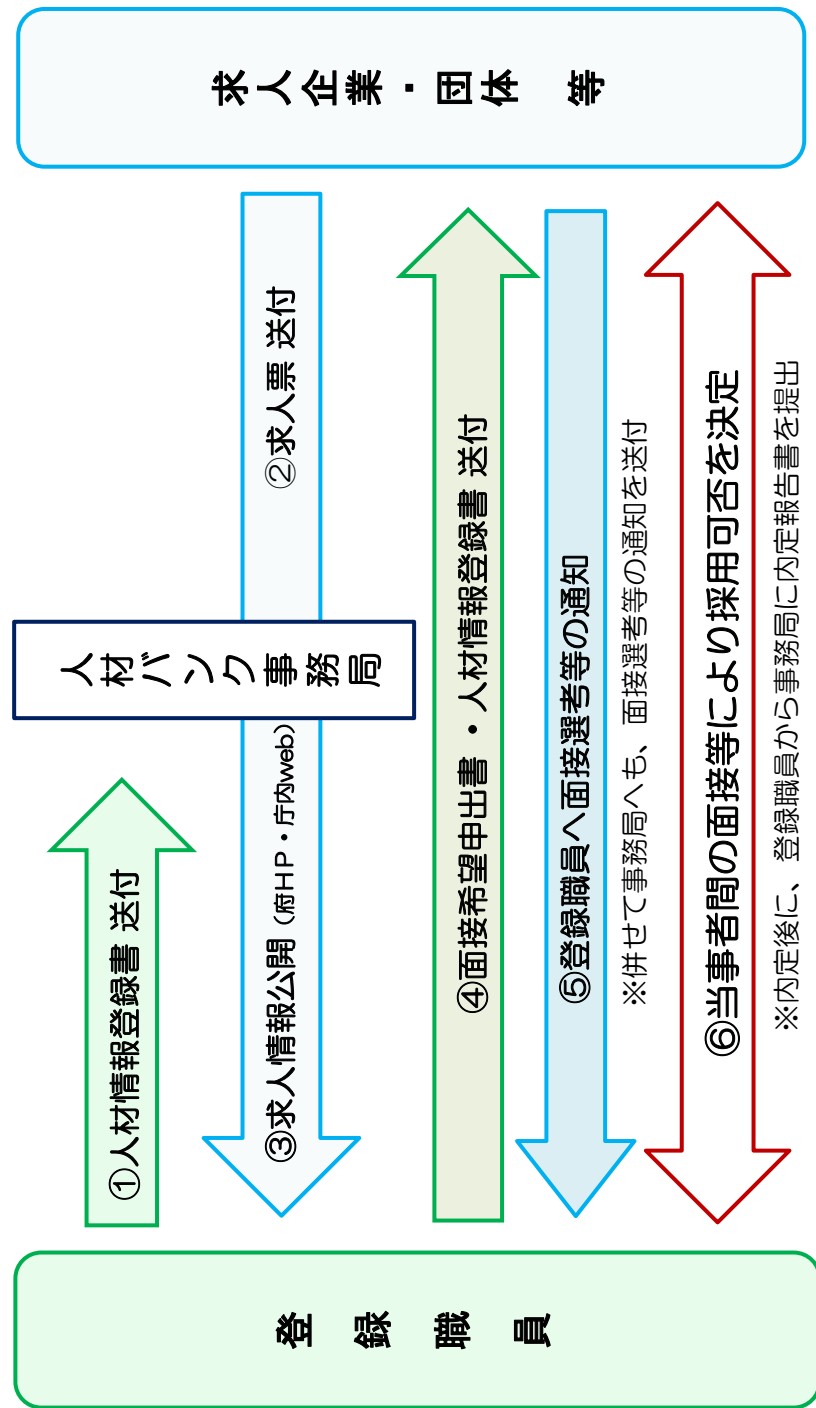
記

- 1 次期の市議会議員任期（平成31年（2019年）5月27日から平成35年（2023年）5月26日まで）における議員報酬及び期末手当について
- 2 人事院勧告に準じた支給月数の改定等を含む、特別職職員の期末手当の取扱いと議員の期末手当の取扱いとの関係性について

大阪府退職予定者人材バンクに関する資料

H30年度～府退職予定者人材バンク制度フロー

人材バンク制度は、登録職員に求人情報を提供し、希望する求人先との面接選考等により、能力や意欲を評価されて再就職する仕組みです。なお、採用可否については、人材バンク制度の透明性を高めるため、当事者間のマッチングに委ねられており、事務局は関与しません。



◆再就職禁止法人への再就職については、人事監査委員会の意見を聴いた上で知事が承認した場合に限ります。求人企業等への面接希望申出書の送付（上記④）と同時に、事務局へ再就職承認申請書を送付してください。面接・選考等の実施（上記⑥）については、知事の承認を得た後になりますので、ご注意ください。

（出典：大阪府ホームページ）

佐竹台及び津雲台における地価公示価格

1 佐竹台の地価公示価格

令和6年（2024年）1月1日時点

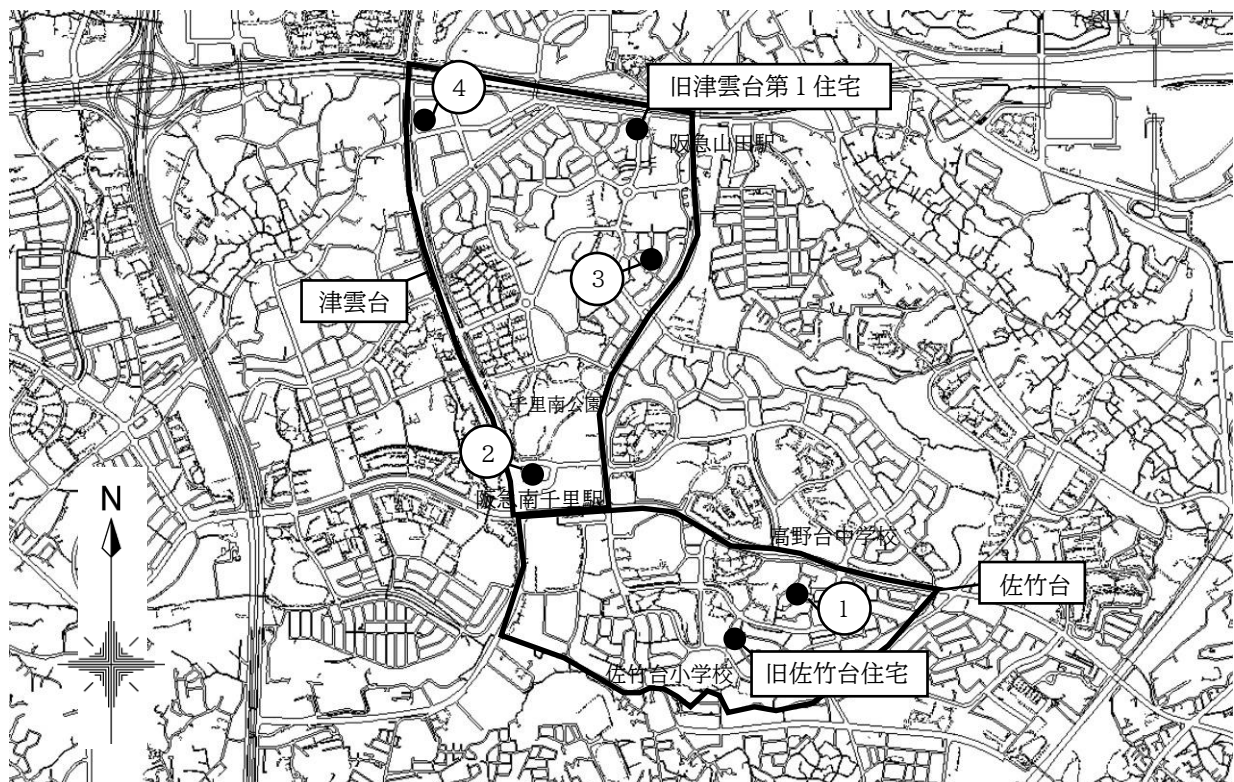
番号	所在及び地番	1平方メートル 当たりの価格（円）	用途地域	利用の現況
1	佐竹台5丁目1番50	199,000	第1種低層住居専用地域	住宅

2 津雲台の地価公示価格

令和6年（2024年）1月1日時点

番号	所在及び地番	1平方メートル 当たりの価格（円）	用途地域	利用の現況
2	津雲台1丁目20番30	670,000	商業地域	店舗、事務所兼ホテル
3	津雲台5丁目20番62	224,000	第1種低層住居専用地域	住宅
4	津雲台7丁目20番19	246,000	準工業地域	店舗兼工場

3 処分物件及び地価公示価格の位置



こども園における事故の詳細

1 事故の発生状況

- (1) 令和 5 年(2023 年)11 月 15 日午後 0 時 30 分頃、保育室内にいた当該児が、職員室の職員に伝えたいことがあるとのことで、保育士が当該児を抱き抱えて職員室に移動。
- (2) 当該児を抱き抱えた保育士が、職員室内の自席で着席している職員のもとに向かう途中、机と机の間の狭い通路を通るに当たり、抱き抱える向きを変えた際に当該児の左足が机に当たり、当該児が受傷。

2 事故の原因

- (1) 通行しないこととしていた職員室内の狭い通路を通ろうとしたこと。
- (2) 当該児は身体的な配慮が必要な園児であり、抱き抱える方法についてのルールがあったが、守られていなかったこと。

3 対応の詳細

- (1) 事故発生直後から左足の痛みの訴えがあり、患部を冷却。
- (2) 患部を冷却しながら保健室で午睡に入ったが、痛みを訴え覚醒。
- (3) 保護者に電話連絡後、医療機関で受診し、左足の骨折が判明。

中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者候補者が提出した事業計画
公募設置管理制度(P-PFI)関係

様式Ⅱ-2

中の島公園魅力向上事業 公募設置等計画 提案書



法人又は団体の名称	すいた中の島 SMILE パークパートナーズ
代 表 者 指 名	城守 淳
所 在 地 (住 所)	大阪府吹田市春日3丁目20-8
担 当 者 指 名	
電 話 番 号	06-6369-2296
F A X	06-6369-2235
E - m a i l	

全体計画 実施方針（「つながりを実感できる暮らし」）

【評価の視点】「つながりを実感できる暮らし」を実現するため、地域の交流拠点や市民活動の拠点、防災コミュニティの形成の場として活用できる施設配置となっているか。また、公衆利用者とスポーツ施設利用者の交流など、新たな交流・活動を促進するような計画となっているか。
上記の視点をふまえて下記について施設計画平面図、イメージ等を用いて具体的に記載してください。

公衆対象公園施設、特定公園施設等の配置計画の考え方

はじめに：実施方針について

「つながりを実感できる暮らし」を実現する公園全体のコンセプトを設定

- ・ 顕在化している課題解決とポテンシャルの引上げと同時に、先行して実施される吹田市整備工事の背景・目的や完成イメージを共有し、魅力ある公園に再生するため、市が掲げる本公園の目指すべき姿やパークビジョンを踏まえ、下記のパークコンセプトと4つの実施方針を設定して取り組みます。

ー パークコンセプト

Let's be smile
～健康的で幸せな、市民の為の拠点づくり～

【方針1】 心から健康づくりの拠点となる公園をつくります Wellness  主な施設概要 ◆スポーツ利用と自然との触れ合いを通じて誰もが笑顔になれる公園づくりをします ◆公衆対象公園施設ではヘルシー＆ナチュラルをテーマとした食事を提供するカフェを設置します ◆管理棟に「あかちゃん」の駅」を開設出来るよう授乳室とおむつ交換台を設置することで、安心して子どもと外出できる環境を整えます	【方針3】 多様な市民が集い、賑わい笑顔になれる公園をつくります Community  主な施設概要 ◆多様な賑わいを創出し、気軽に立ち寄れるからかメインエントランス設計とします ◆公園全体をユニバーサルデザインで設計し、誰もが公園に訪れ、楽しめる空間をつくります ◆管理棟に「パークセンター」を新設し、地域交流や情報交換の場として活用します ◆野球場は多目的利用可能な人工芝を採用します
【方針2】 豊かなみどりであつてつなぐ市民が憩える公園をつくります Green  主な施設概要 ◆エントランスをはじめ、公園とスポーツ施設全体を豊かな緑でつなぎます ◆神崎川沿いに豊かに育まれた樹林や南西側に再整備される校並木をばしめ、既存の「みどり」を活かした空間を提供します ◆新設する施設は木の温もりを感じるデザインとします	【方針4】 地域の防災拠点としてひろがれた公園をつくります Safety  主な施設概要 ◆公園全体の見通しの悪さを改善し、日常的に安全に利用しやすい公園づくりをします ◆公園と施設の連絡が図りやすい配置・動線計画により、災害時にも避難や救護活動がしやすい地域防災拠点を創出します ◆野球場は広域避難所としても活用できる人工芝を採用します

地域の交流拠点や市民活動の拠点、防災コミュニティの形成の場として活用できる施設配置 公園とスポーツ利用者の交流など新たな交流・活動を促進する計画

開放的なエントランスとにぎわい広場で新たな利用や交流促進

- ・ メインエントランスは、木々に囲まれながらも開放的なデザインとし、賑わいの様子から外からも見やすく、多くの人を公園に引き込む計画とします。
- ・ また、ピクニックテーブルやベンチなどを設置し、憩いの場や交流の場を提供します。
- ・ 更に、キッチンカーポートやバーベキュー場の設置ができるゆとりのある広場を設け、新たな利用や市民の交流、賑わいを創出します。

新たな利用と賑わいを創出するカフェを新設

- ・ メインエントランス内に、収益施設としてヘルシー＆ナチュラルをテーマとした食事を提供するカフェを新設し、新たな利用を創出します。
- ・ 広場と連続的な位置に設置することで、連携した賑わい創出イベントの開催も可能となり、新たな利用者と呼び込みます。

多世代が集まる新たな地域交流拠点へ管理棟をリニューアル

- ・ 管理棟については、木を基調とした外観・内装デザインとし、新たなパークセンターの設置、多目的に利用できる交流・休憩スペースを設置することで、気軽に集まることのできる地域交流の場として活用します。
- ・ スロープやエレベーターの設置などバリアフリーな設計や、授乳室も新たに設けることにより、子どもから高齢者まで、多世代が集まる、新たな交流拠点へとリニューアルします。

公園全体がつながるメイン動線の確保

- ・ エントランスから公園全体やスポーツ施設まで一体的につながる、メイン動線を確保します。公園全体をユニバーサルデザインで設計することで、誰もが公園を訪れ楽しめる空間をつくります。
- ・ メインエントランスには音声付き総合案内板を設置し、各施設へ誰でも、どこへでもアプローチしやすい環境を整備します。

多目的に利用できる人工芝野球場

- ・ 野球場については、野球・サッカー・グラウンドゴルフなど様々な競技に利用できる多目的人工芝を採用し、新たな活動や交流を創出するとともに、開放的な観覧席により公園利用者との交流を生み出します。
- ・ また復元性・耐久性が高い人工芝のため、広域避難所としても活用でき、地域の防災コミュニティ形成の場を創出します。

より多くの利用者と呼び込む駐車場計画

- ・ 駐車場は現状より20台増やし、44 台に拡大します。
- ・ 下水道部所管施設を駐車場内に取り込み、全体空間の中で違和感のないようなデザインとし、外周には低木・中垣を配置し、公園への環境も配慮します。
- ・ 障害者駐車場や、EV スタンドを設置し、更にカーシェアリングとしても活用できる仕様とし、より多くの利用者を公園へ呼び込む駐車場計画とします。



【メインエントランス】



【カフェを新設】



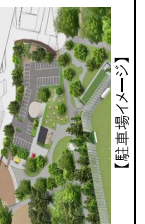
【管理棟内に交流・休憩スペースを設置】



【公園全体が一体的につながる園路】



【多目的に利用できる人工芝野球場】



【駐車場イメージ】

全体計画 実施方針

全体計画 実施方針（「緑豊かでうるおいのある都市生活」）

【評価の視点】「緑豊かでうるおいのある都市生活」を実現するため、既存の樹木の再生や活用、神崎川とのつながりなど、緑の資源を活かした計画となっている。上記の視点をふまえて下記について施設計画平面図、イメージパース等を用いて具体的に記載してください。

自然環境や景観に配慮した具体的な提案

木の温もりを感じられる空間設計

- 公園のデザインテーマとして「Embrace the warmth of natural wood～木の温もりを感じる空間～」を掲げます。
- メインエントランスに新たに設置するカフェやリニューアールな公園トイレ・管理棟については、木を基調とし、木の温もりを感じられる外観と内装デザインとします。
- 周囲の自然環境や景観と調和するデザインとし、利用者が安らぎや心のうるおいを感じられる公園を提供します。

— デザインテーマ —

Embrace the warmth of natural wood～木の温もりを感じる空間～

1

新設するカフェは木を基調に
自然と調和し安らぎを感じるデザインに



2

公園トイレもウッド調に
リニューアールし温かみ創出



3

管理棟の内装・外装も木をメインに活用
親しみを感じ人が集まりやすいデザインに



4

河岸でのイベントを活用し、
ログファニチャー設置を計画



エントランスから神崎川まで一体的につながる開放的な空間づくり

- 残すべき樹林・木と、生育不良や見通し不良が進行している樹林・木、エリアを適正に整理し、樹木の健全な成長と同時に、公園として安心して暮らせる見通しや開放性を確保します。
- また、エントランスは神崎川まで一体的につながる吹田市整備工事との連続性をもたせ、美しい水辺と豊かな緑の両方を楽しむことができ、自然と共に過ごす魅力が実感できる場とします。



【エントランスから神崎川まで一体的につながる開放的な通路】

緑の資源の利用を促す仕組みづくり

神崎川河岸を活かした新たなパークライフの提供

- 神崎川河岸では、適正な樹木管理や清掃の徹底、新たなイベントやプログラムやプログラムの提供により、川と緑に囲まれた特性を活かした、これまでに体験出来なかった公園ライフスタイルを実現します。
- 週末やイベント時にはテーブルや椅子を設置し、川から流れる風や緑豊かな景色の中、ピクニックを楽しんでいただくなど、新たなパークライフを提供します。
- また、市民要望の多いドッグランイベントを定期的に開催し、緑豊かな敷地の中でペットと触れ合う機会も創出します。



【神崎川河岸でピクニック】



【ドッグランイベントの開催】

伐採木の再利用

- 生育不良や見通しが阻まれていた樹木は伐採後、一部再利用し、新たな形で市民との触れ合いを形成します。



【伐採木の再利用例】

地域環境を活かした緑の拠点を創出

- 地域の自然環境を保全する為、既存樹の積極的な保存や、既存の地形を活かしたランドスケープデザインにより、市民に親まれた緑の環境を継承します。
- メタセコイアや桜並木などを活かしながら、四季を感じられる緑の景観をつくります。



【緑あふれるランドスケープデザイン】

公園利用者に木陰の潤いを提供

- 既存樹を最大限残すように配慮した計画とし、豊かに育った樹木の潤いを引き続き、公園利用者に提供します。
- ラン＆ウォーキングコースをはじめ、憩い、遊び、健康活動の場に緑陰を適切に残すことで、木陰の下の心地よい居場所を提供します。



【利用者へ木陰の潤いを提供】

自然を活かした野球場観覧スタンド

- 野球場の観覧スペースについては、芝生の上に緑石を設置し、誰でもからっと立ち寄れる雰囲気創出し、自然になじむ開放的なデザインとします。



【野球場観覧スペース】

全体計画 実施方針（「つながりを実感できる暮らし」「緑豊かでうるおいのある都市生活」）

【評価の視点】「つながりを実感できる暮らし」を実現するため、地域の交流拠点や市民活動の拠点、防災コミュニティの形成の場として活用できる施設配置となっているか、また、公園利用者とスポーツ施設利用者の交流など、新たな交流・活動を生み出すような計画となっているか、上記の拠点をふまえて下記について、施設計画平面図、イメージパース等を用いて具体的に記載してください。

公募対象公園施設、特定公園施設等の配置計画の考え方

配置計画イメージ

- ・ 開放的なエントランスとにぎわい広場で新たな利用・交流を促進、多目的に利用出来る高品質な人工芝



全体計画 実施体制（業務の実施体制）

【評価の視点】 事業を実施するための実行力があり、実績を兼ね備えた実施体制を整えているか 上記の視点をふまえて下記について様式Ⅱ-9 を用いて具体的に記載してください。

実行力と実績を兼ね備えた実施体制

応募法人等の構成団体の役割分担、責任分担、連携・協力関係、補完体制等

盤石な実施体制と明確な役割、責任分担

- 当グループは、各業務において豊富な経験・実績を有する下記6社により、役割や責任分担を明確にした上で、専門性や強み・ノウハウを活かして業務を遂行していきます。

＜各構成企業の役割、責任分担、連携・協力・補完体制＞

団体名	本事業での役割	特徴及び連携・ノウハウ等
代表 吹田市内企業 「代表企業 A」	◆指定管理者事業統括責任者(GM) ◆管理運営業務 ◆全般的な管理運営、受付、利用案内、料金徴収、利用促進、広報宣伝、自主事業 ◆施設メンテナンス ◆公園協議会の運営 ◆自治体(吹田市)、事業者、ボランティア ※地域住民/企業/教育機関 ◆設計・建設業務	●指定管理業務の実績 法務省関連施設、公的病院や都市公園 指定管理業務実績 ●施設メンテナンス力 ●地域ネットワークの実績(30 年) ●市内都市公園の P-PFI 事業にて第39回「都市公園等コンクール」国土交通省都市局長賞を受賞(設計部門)
構成 吹田市内団体 「構成団体 B」	◆スポーツグラウンドの管理・運営 ◆吹田市長杯旗大会、自主事業等 ◆スポーツ事業の実施・大会調整等	●本施設を含む吹田市内12施設のスポーツ施設管理運営実績 ●吹田市内のスポーツ団体36連盟、スポーツ推進委員会、健康づくり推進事業団等、吹田市内地域団体との協力・連携実績 ●市民スポーツ普及・振興の実績 吹田市長杯旗大会の実施(令和 5 年度:30 種目、73 種別大会)、スポーツ研修事業・指導員育成事業の実施 等
構成 「構成企業 C」	◆整備・維持管理全般 ◆運営業務	●プロ球場の天然芝・人工芝の維持管理 ●吹田市内の公園の管理・維持管理 ●空母や大型施設の施工・維持管理実績 ●公園や自然公園の管理・維持管理実績 ●公園指定管理業務の実績 ●天王寺公園「てんぱ」の整備業務 ●吹田市内保育・幼稚園、小中学校84対象先の包括管理業務
構成 「構成企業 D」	◆公園管理業務、施設維持管理業務 ◆全般的な管理、受付、清掃、巡視、利用案内、利用徴収、利用促進、自主事業、清掃業務、防災対策	●吹田市内都市公園指定管理業務実績、真面目公園指定管理業務の実績 ●天王寺公園「てんぱ」の整備業務 ●吹田市内保育・幼稚園、小中学校84対象先の包括管理業務
構成 「構成企業 E」	◆駐車場の総合管理 (施工、基金、メンテナンス、巡回、管理コンサルティング) ◆自主事業	●全国で構成 E ●指定管理施設、庁舎・公園・道路、病院の付設駐車場の管理運営による豊富な実績 ●グループ会社連携による一貫した管理体制
構成 「構成企業 F」	◆建設業務(グラウンド整備業務) ◆自主事業・利用促進業務	●創業18年の総合スポーツ企業 ●スポーツ施設施工業務実績65年以上 ●プロ野球ホーム球場での人工芝採用実績他1 ●全国

都市公園等管理運営実績

桃山公園・江坂公園 P-PFI 事業代表実績のある「代表企業 A」が 総括し、安定的かつ確実に事業推進

- 都市公園や法務省関連施設・公的病院等の指定管理業務実績を多数もち、吹田市内桃山公園や江坂公園の P-PFI 事業について代表企業経験有する、代表企業 A が、本事業全体の統括業務を担い、事業終了まで責任をもって、事業を推進します。公園全体の管理運営業務と、公園協議会の運営も「代表企業 A」が担います。

本施設を含む市内スポーツ施設・公園の管理実績を多数有する企業群による 安心・安定の管理運営体制

- 本施設の指定管理16年の実績を有し、吹田市内12施設のスポーツ施設管理運営を現在も行っている「構成団体 B」が、地元関係団体と協働して、引き続き、スポーツグラウンドの管理運営業務を担います。
- 同じく本施設の指定管理実績を有し、スポーツ施設・都市公園や自然公園の管理実績やプロ球場の人工芝の管理実績も有する「構成企業 C」が、植栽管理やスポーツ施設の維持管理業務を担います。
- 「構成企業 D」は、江坂公園や真面目公園の指定管理実績や、天王寺公園「てんぱ」の整備業務実績も有するビルメンテナンス企業であり、公園管理業務や施設設備の維持管理業務を担います。

都市公園等コンクール受賞企業とプロ球場人工芝採用実績 NO.1 企業による 万全の設計・工事体制

- 公営対象公園施設と特定公園施設の設計・工事に関しては、「代表企業 A」が、江坂公園の設計で「都市公園等コンクール」で国土交通省都市局長賞を受賞した経験を活かし、公園全体のランドスケープや管理棟・収益施設等の設計・建設を担います。
- 野球場の改修については、人工芝グラウンド施工実績を有し、プロ球場人工芝採用実績 NO.1、創業118年の総合スポーツ企業である「構成企業 F」が担います。

業界大手企業による安心の駐車場総合管理

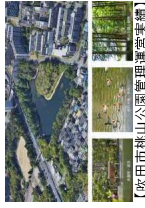
- 公営対象公園施設である駐車場については、駐車場管理業界大手企業であり、指定管理施設の駐車場管理経験も豊富に持つ「構成企業 E」が総合管理を行います。

地元企業・団体による地域密着体制

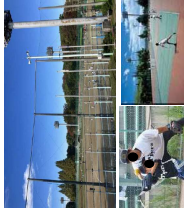
- グループ内で、全体統括を担当する「代表企業 A」とスポーツグラウンドの管理運営を担当する「構成団体 B」が、地元吹田市の企業です。
- 整備・工事や維持管理において多くの地元企業が参加することにより、整備・工事のみならずアフターメンテナンスのスピードを重視した施設維持を図るとともに雇用の創出、維持を実現し、吹田市の発展へつなげます。
- 運営では、地元の各関係団体や専門企業等と協働し、利用促進につなげます。

幅広い業務経験を活かした補完体制

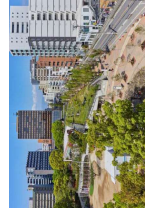
- 主な業務の役割分担をしておりますが、各構成企業が幅広い業務を経験しているため、互いに業務を補完することが可能です。例えば、「構成企業 F」は今回グラウンド整備業務を主に担当しますが、のスポーツ施設等管理運営実績を有するため、自主事業や利用促進業務など運営・維持管理面でのサポートが可能です。
- 役割分担を明確にしたうえでそれぞれ類似施設での業務経験等を活かし、互いに協力・連携しながらよりよい公園づくりを実現します。



【吹田市桃山公園管理運営実績】



【中の島スポーツグラウンド管理運営実績】



【江坂公園 P-PFI 事業の実績】

全体計画 実施体制（業務の実施体制）

【評価の視点】 事業を実施するための実行力があり、業績を兼ね備えた実施体制を整えているか 上記の視点をふまえて下記について様式II-9 を用いて具体的に記載してください。

実行力と実績を兼ね備えた実施体制

業務の実施体制、緊急時の体制

統括責任者を中心に各業務責任者が連携・連動

- 事業全体を統括し、市との一元的な連絡窓口となる統括責任者(プロジェクトマネージャー)を代表企業 A から選任し、構成各社へ指揮する体制とすることで、密に連携します。
- 市との連絡窓口を担う統括責任者と各業務の責任者が密に連携することで、各業務の管理責任を明確にします。

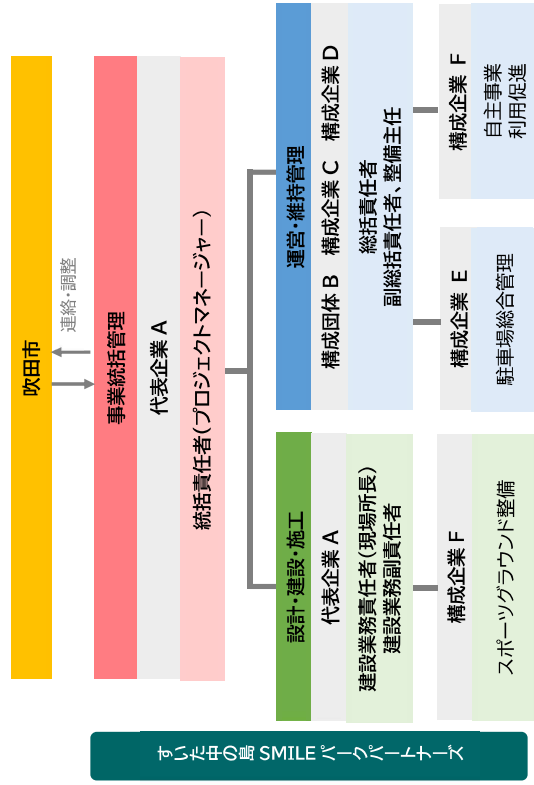
グループ間連絡会で各事業の進捗状況を共有

- 各企業の責任者が出席する「グループ間連絡会」を適宜実施し、各事業の進捗状況を共有します。

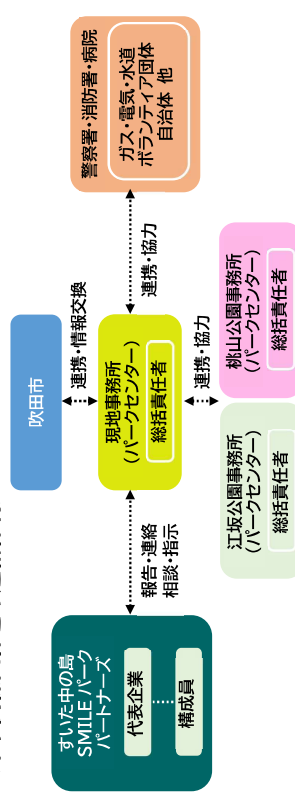
常駐の総括責任者が緊急時迅速対応

- 緊急時には、運営維持管理を総括する総括責任者が人命救助を第一に、迅速に陣頭指揮を執る体制とします。
- 独自に自衛消防隊を結成し、スタッフそれぞれに役割担当をつづけ火災等緊急時に備えます。
- 運営スタッフ全員に「普通救命救急講習」の受講を義務付け、急な事故やけが人が発生した時に、応急処置が的確にできるような訓練を行います。

<業務の実施体制>



<市や関係団体との連絡体制>



人員の配置・確保の方法・育成の考え方

各責任者には経験者を配置

- 統括責任者、設計・建設責任者、運営維持管理総括責任者には、それぞれ同種の業務経験者を配置し、円滑に業務を遂行します。

現任者の継続雇用を基本として地元雇用を推進

- 運営・維持管理スタッフについては、現在本施設を管理運営しているスタッフの継続雇用を基本（本人へ意向確認の上）とし、現管理者としてのノウハウを活用します。
- スタッフを新たに採用する場合は、地元をよく知る吹田市民の雇用を推進し、地域活性化への貢献と、市民に愛される施設づくりを実施します。

年間研修スケジュールを計画し継続的に人材育成

- 運営維持管理スタッフについては、年間研修スケジュールを元に、防災訓練などの安全に関わる研修や、接客・接客品質や維持管理スキルの向上、運動プログラムの品質向上に係る研修等を継続的に実施し、利用者満足度を向上させます。

市と事業者間の連絡調整の体制・方法等

市や地域との連携協議会を実施

- 毎月「連携協議会」を実施し、市担当課と情報を共有し円滑に業務を遂行します。
- おひ、公園協議会を開催し、地域の関係団体や協力企業を交え、地域活性化に向けたワークショップを実施します。
- 事業推進上の課題や改善策・地域の要望を各業務に反映することで、業務の効率・効果を高めます。

市との窓口の明確化

- 運営維持管理の総括責任者を令和7年7月～現地事務所（パークセンター）へ配置し、市との連絡調整窓口とします。
- 全体の経営・人事・事業進捗に関する確認及び修正を実施する統括組織と現地管理事務所が密に連携した上で、現地管理事務所が安全・快適な園内環境の維持、利用者への安心・サービスの提供を行います。
- また、現地事務所を中心として、地域団体との連携や、近隣施設との連携・協力も図ります。

全体計画 実施体制（リスク管理）

【評価の視点】④社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等が計画されているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。

社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等の計画

リスク管理についての考え方

事業リスクを最小限にする管理方針

- 当グループは、リスクを最小化するための方針を定めることで、リスクの顕在化を未然に防止し、影響を最小限に抑える管理体制を構築します。

事業リスクの情書を踏まえた対応

- 本事業のリスクを予め抽出・分析し精査したうえで、リスクに応じた負担者や適切な保険の付保を決定します。

リスク管理手法、体制等

責任者を明確にしたリスク管理体制

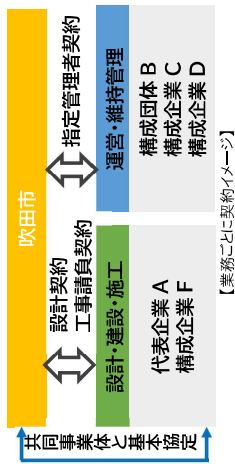
- 事業統括責任者がリスク管理責任者としてリスクマネジメントを主導します。
- 設計・建設確認会議、運営・維持管理協議会において定期的に各業務のリスク状況を確認し、業務責任者間で情報共有するとともに早期に潜在的なリスクを把握し、リスク回避を図ります。
- リスクが顕在化した場合には、リスク管理責任者を中心に、速やかに業務責任者が各業務担当企業のリスク関連部署と連携して現状の把握と対応策の策定を行い、迅速なリスク対応を行います。
- リスク管理責任者が市へ適時リスク状況を共有し、市の意向も取り入れながら、円滑に事業を遂行します。

緊急時の対応

- リスクが顕在化した場合の影響を最小限に留め、継続的なサービス提供が可能となるよう、災害シミュレーションを行い、地域特性の反映と多岐にわたる緊急事態を想定し、危機管理マニュアルを策定します。
- 緊急時においても迅速に行動できるよう定期的に訓練を実施します。

各事業ごとに、リスク分担し事業担当企業がすべてリスク負担

- 本事業は、業務ごとに契約を締結する為、「そのリスクを最もよくコントロール出来るものが負担する」ことを原則とします。
- 設計・建設業務におけるリスクについては、「代表企業 A」と「構成企業 B」が運営維持管理については、「構成企業 B」、「構成企業 C」、「構成企業 D」が負担することとします。
- 想定されるリスクについては、それぞれの内容等を分析し、リスク分担の明確化、未然防止、発生時の対応策を取り決めます。



事業収支の安定化のための方策等

利用収入リスクは毎年事業を見直し改善

- 毎年度、利用動向やアンケートによるモニタリングを実施し、サービス内容、広報手法、利用促進策の見直しを図り、事業期間を通じて、改善活動を行います。
- 毎月、代表企業Aおよび構成団体B・構成企業C・構成企業Dによる定例会議を実施し、計画の進捗状況や課題を共有し、必要に応じて迅速に対策を協議、対応、改善を図ります。
- 利用者数や計画を下回り、利用料収入も想定を下回る場合、収入増加に向けた計画の見直しを行うとともに、自主事業として行うスポーツ教室やイベント、物販等の収入で補填するようにします。
- また、利用動向や利用者要望をみながら、休館日や営業時間の見直しも検討し、収入増加や、管理費用の最適化を図ります。

事業の特性を踏まえたリスク管理の方針、対応策や収益が予定より下回った場合の対応方針等

外的要因リスクには市との協議で連携対応

- 運営期間中に大きく利用者が減少する要因となるのが、「災害」や「やむを得ない緊急修繕」「コロナ禍の利用中止」等の外的要因リスクです。
- 災害や事故等により施設が使用不能状態になった場合は、吹田市と協議しその対策を連携対応することにも、事業者に起因しないものについては、補償等を含め市と協議させていただきます。
- 当グループの企業努力により改善が見込めるものは、サービス水準の見直しを図り、集客改善、収入確保を図ります。

事業特性を踏まえた保険の付保

- 構成員および協力企業の経験・ノウハウに基づき、本事業の特性を踏まえた適切な保険を付保し、各業務期間中のリスクを外部移転します。

事業継続のためのマネジメントやセルフモニタリングの体制、方法等

業務に応じたセルフモニタリングの実施

- 各業務において適切なセルフモニタリング項目を設定することで、業務品質を確保します。
- 設計・建設および運営・維持管理での組織・目的・基準・頻度・書式等を定めた「セルフモニタリングシート」を作成し運用します。

アンケート実施で利用ニーズ把握と反映

- 一般利用者に年1回以上、教室・イベント等参加者に都度、利用属性別にアンケートを実施します。
- 実施方法は、単純なアンケート式の満足度調査だけでなく、記述式とすることで、より具体的に本質的な改善提案や意見を頂き、反映します。特に、アンケート内の悪い面や具体的に書かれている要望事項に着目し、迅速に対応します。

項目	時期・頻度	対応者	確認書類
設計・建設	設計・モニタリング	設計・建設業務責任者、 全構成企業	募集要項、要求水準書、 設計図書、セルフモニタリングシ- ト等
	建設施工モニタリング		
	グループ内検査		
	完成検査		
運営・維持管理	外部モニタリング	市、設計・建設業務責任 者、全構成企業	年間事業報告書、 モニタリング・評価シート(案)等
	相互モニタリング	市、運営維持管理企業	年間事業報告書 等
		第三者機関、運営・維持 管理企業	年間事業報告書 等
		選定委員会、運営・維持 管理企業	年間事業報告書 等
		運営維持管理企業	セルフモニタリングシート、運営月 報、維持管理月報 等
	月次モニタリング	総括責任者、副総括責 任者、整備主任	セルフモニタリングシート、運営日 報、月報、維持管理日報、月報等
	日常モニタリング	業務担当者	運営日報、維持管理日報、点検表、 建物点検表等、各種帳票類 等

【各業務に応じたセルフモニタリング】

全体計画 実施体制 (事業スケジュール)

【評価の視点】 事業スケジュールが具体的に設定されているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。

具体的な事業スケジュール

事業全体のスケジュール及び進め方(基本協定締結から事業終了まで)

地元企業である代表企業 A と構成団体 B を基軸に、事業完了まで高品質な公園を維持・継続

- 市内 P-PFI 事業の経験から、協定書締結(令和 7 年 4 月)から事業開始(令和 7 年 7 月)までの行政との協議が重要と考え、行政の「目指すべき姿」と我々の提案内容の目線を合わせ、時間をかけ丁寧に実施します。
- 当該事業のポイントは、令和 10 年度からの指定管理業務の統合になりますが、スポーツグラウンドの現指定管理者が当該事業の構成団体に入っており、円滑な業務意向を実現します。

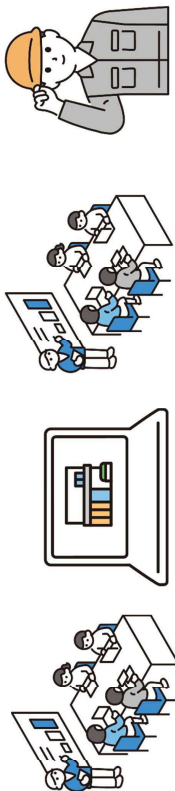
		令和 7 年 2 月		令和 7 年 7 月 1 日		令和 27 年 3 月 31 日	
P-PFI	公営対象 公園施設	令和 6 年度	令和 7 ～ 11 年度	令和 12 ～ 16 年度	令和 17 ～ 21 年度	令和 22 ～ 26 年度	
	特定 公園施設		工事施工 設置管理許可 (5 年)	設置管理許可の 更新	設置管理許可の 更新	解体・撤去 原状復旧 設置管理許可の 更新	
	指定管理 (P-PFI 及び設置 管理許可 に係る公 園施設を 除く)		工事施工	指定管理 (令和 7 年 7 月～指定管理期間満了まで)	指定管理 (令和 5 ～ 9 年度) 現指定管理者 (すいたグリーンパートナーズ)	指定管理 (令和 10 年度～指定管理期間満了まで)	
	スポーツ グラウンド						構成員が現管理者 のため円滑な業務 移行が可能

【募集要項に記載のスケジュール感で事業を遂行】

実施設計等の期間

協定書締結 (令和 7 年 4 月) 後、速やかに実施設計を開始

- 実施設計期間は令和 7 年 4 月～9 月までの 6 か月間を計画しています。
- 設計業務前に、行政との協議を実施してから業務に臨みます。
- 関係法令や吹田市のガイドライン(公共サインガイドライン)を遵守し、関係機関(開発審査室等)と協議、確認をしながら、設計業務を進めていきます。



行政との協議

設計業務

協議・確認

実行

各種工事期間(工程表)

- 安心・安全な工事管理と同時に、ホームページ上で工事進捗の可視化
- 十分な実施設計期間と、近隣住民向け工事説明会を経て、令和 7 年 11 月より着工します。
- 安全に配慮するため、エントランス・駐車場・野球場まで、一体的な工事エリアとして管理します。
- 工事の進捗は、事業開始(令和 7 年 7 月)時に速やかに立ち上げる本施設専用ホームページ上にて随時報告し、幅広く見える化を図ります。

プロジェクト名		吹田中の島公園能力向上事業 特定公園施設／公営対象施設																																				
タスク		予定		2025 年												2026 年																						
No	カテゴリ	作業名	開始日	終了日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	共通	実施設計（委託決定後より開始）																																				
2	共通	各種協議（委託決定後より開始）																																				
3	特定公園施設	メインエントランス改修（食口、広場）																																				
4	特定公園施設	野球場改修																																				
5	特定公園施設	野球場改修																																				
6	特定公園施設	維持管理事務所移転																																				
7	特定公園施設	手洗い場更新																																				
8	特定公園施設	公園トイレの撤去・更新																																				
9	特定公園施設	総合案内所設置																																				
10	公営対象施設	収容施設の新設																																				
11	公営対象施設	新球場整備、新設																																				

工事実施の方法

3 工区に分けきめ細かな管理の徹底と安全重視

- 第 1 工区: エントランス(含む、公営対象施設のカフェ)・駐車場・野球場、
- 第 2 工区: 管理棟・手洗い場・維持管理詰所
- 第 3 工区: 公園トイレ
- と 3 工区に分けることできめ細やかな管理と利用者の安全確保を実現します。

工事期間中も利用者の動線確保

- 既存スポーツ施設である多目的グラウンドやテニスコートについて、工事中も安全に利用できるよう、入口～仮設管理事務所～既存スポーツ施設までの動線を確保します。



資金調達計画

資金調達計画

項目		金額	備考
(1)資金需要合計			
初期整備費	公募対象公園施設の整備費		
	什器備品等の調達費		
	特定公園施設の整備費		
	利便増進施設の整備費		
	既存施設の解体撤去費		
	事業者の開業に要する諸費用		
	その他		
合 計			
(2)資金調達合計			
出資金	借入金 小計		
	借入金1		
	特定公園施設に係る整備費の負担金	977,760	
	その他		
合 計			

◆備考

- ※1 本事業単独としての事業性がわかるように、各項目を設定(追加・削除)してください。
- ※2 原則として A4 判 1 枚に記入してください。(必要に応じ行項目の追加、変更は可とします。)
- ※3 借入金、支払利息、借入金残高、評価指標に関する項目については、資金調達別に記入してください。(必要に応じ行項目の追加し、又は変更することは可とします。)
- ※4 現在価値の算出においては、令和 6 年 4 月 1 日を基準日とし、令和 6 年度から割り引いて計算してください。
- ※5 金額については、一円未満は切り捨ててください。ただし、表示は千円単位とします。(すなわち小数点第三位まで入力し、表示は小数点 第一位を四捨五入します。)

事業収支計画

事業収支計画

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	
売上																					
(1)営業収入合計(①+②)																					
①収益事業等による収入																					
公営対象公園施設における収益事業の収入																					
利用施設遊玩設備における収益事業の収入																					
②その他																					
目注事業																					
費用																					
(2)営業費用合計(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)																					
③営業直接費用																					
売上原価																					
人件費																					
公営対象公園施設の維持管理経費																					
管理費																					
リース料																					
地方公園施設の維持管理費																					
その他の施設の管理費																					
④営業間接費用																					
公営対象公園施設部分																					
地方公園施設部分																					
⑤光熱水費等																					
⑦公園施設設備許可費																					
交付料等																					
利用施設遊玩設備																					
⑧公営対象公園施設の売上に対する献金																					
⑨公営公園																					
⑩公共債借費																					
⑪公共債借費																					
⑫その他施設費用																					
委託費																					
⑬収益超過額																					
(3)営業外損益合計(⑭+⑮)																					
⑭営業外収入(1)計																					
施設外収入																					
⑮営業外支出(1)計																					
施設外支出(1)計																					
委託料、小什																					
支払利息																					
(4)経常損益超過額(1)+(2)+(3)																					
(5)法人税等																					
(6)経常損益超過額(4)+(5)																					
(7)営業損益																					

◆備考

※1 本事業単体としての損益計がわかるように、各項目を減額(包換)削除)してください。

※2 本年損益は4月から翌年3月までとし、消費税及び地方税を考慮しない金額を記入してください。(令和7年度は7月から翌年3月までとします)

※3 経常損益超過額に計上する額がある場合には、当該経常損益超過額の出納の順序を明記してください。

※4 損益として(A3頁)宛に記入してください。(減額)に印字項目の追加、変更は可とします。

※5 金額については、一桁未満は切り捨ててください(ただし、表示は千円単位とします(すなわち小数点第三位まで入力し、表示は千円単位、第一位を四捨五入します))。

整備・管理運営計画 (全体・公募対象施設・メインエントランス等)

【評価の視点】 市の再整備工事を含める施設が独立することなく相乗効果を発揮するよう提案となっているか
バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点や景観へ配慮した提案がされているか。

設置目的・施設概要(全体)

事業コンセプトとの整合性、周辺景観との調和等の考え方

■ 本公園の課題を解決する「交流」「融合」「改善」「環境」4つ整備方針

- ・市が掲げる4つの課題「利用者同士のつながりが無い」「スポーツ施設と公園の融合が乏しい」「施設の老朽化、公園樹木の生育不良・見通し不良」「緑や川辺の環境保全活用不足」を解決する施設整備方針とします。

交流・賑わい 主な施設概要 ① 新たな飲食施設「Park Café SMILE(仮称)」の設置 ② エントランス広場を設置し多様なイベントの開催 ③ 災害時には野球場や管理棟、カフェ施設を開放	公園改善 主な施設概要 ① 既存の緑を活かした緑地の提供 ② 緑のつながり等、公園特性を活かしたデザイン ③ 樹木や公園遊具のきめ細かな維持・管理
公園とスポーツ融合 主な施設概要 ① 野球場を人工芝化し多目的グラウンドに再整備 ② 管理棟は、公園利用者とスポーツ施設利用が一同に集える新たなユニバーサルスペース ③ エントランスからスポーツ施設までの視覚的繋がり	環境配慮 環境に配慮した公園づくり 主な施設概要 ① ユニバーサルデザインサインやスロープの設置 ② マイクロプラスチック流出抑制への取組みなど ③ 環境配慮デザインの多目的グラウンド ④ 駐車場へのEV充電施設の設置

関連図面

イメージパース(外観、内観)



各施設の関連性や連続性

■ 周辺景観と調和するランドスケープデザイン

- ・起伏や緑のつながりを大切に、管理棟などの建物と公園が、周辺地域と一体となったランドスケープデザインとすることにより、公園を市民に人気の「吹田市の新名所・顔」とします。
- ・公園周囲に出来る限り壁を作らず、どこからでも入れ、地域にひらかれたデザインにより、街から多くの市民を誘うことで「新たな賑いの中心」づくりを行います。

■ 公園全体をつなげるデザインで多様な活動と新たなパークライフ創出

- ・新たな管理棟施設をパークセンターと位置づけ、公園中心の野球場を囲むように、新たなカフェ施設、エントランス広場、遊具広場を配置し、各施設を、緑や散歩道で結び、公園全体をつなげるデザインとすることで、多様な活動と新たなパークライフを創出いたします。
- ・既存駐車場や遊具広場に近い位置に、バーベキューなどでもできる新たなカフェ施設とエントランス広場を配置し、新たな来園者を誘致します。

■ 周辺への騒音等の影響を考慮した「野球場」の配置

- ・スポーツ施設「野球場」は、現状通り、周辺の民家からできるだけ遠い位置に配置し、騒音や照明のまがしさなどを低減します。



ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮

■ エントランス広場に音声付き総合案内板を新設

- ・公園の玄関口エントランス広場に、新たに音声ガイド付きの「総合案内板」を設置し、はじめての方にも分かりやすく公園全体を案内します。

■ 誰もが見やすいユニバーサルデザインサイン

- ・トイレ案内など管理棟内のサインは、来館者をおもてなしする演出として、ユニバーサルデザインを基本とし、子供からお年寄りまで、誰もが見てわかりやすい、ピクトや大きな文字を用いたサインとします。

■ 障がい者向け駐車スペース確保

- ・新駐車場には車寄せと身障者駐車場スペースを別途整備し、移動円滑化に配慮した提案とします。

■ 一般駐車枠も、ゆとりある設計で安全確保

- ・高齢者や、女性ドライバー、身障者でも、安全に駐車場が利用できるよう、ゆとりのある車室寸法を確保します。

■ 駐車場案内サインもユニバーサル対応

- ・駐車場の案内サインも、利用者への説明は出来る限り簡潔な説明にします。
- ・特にお伝えしたい事項に関しては文字を大きくし、ピクトグラムを採用し可読性を高めます。
- ・また、不特定多数者による利用も想定した看板デザインを採用します。



整備・管理運営計画

整備・管理運営計画 (全体・公募対象施設・メインエントランス等)

【評価の視点】 ・市の再整備工事を各施設が独立することなく相乗効果を発揮するような提案となっているか
 ・各施設の相乗的なつながりや動線に配慮された提案となっているか (種族、園路、照明、案内板、ベンチ等)
 ・駐車場の EV 充電施設の設置など省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などの提案がされているか。

設置目的・施設概要(全体)

公園及びスポーツグラウンド利用者がくつろげる空間性

野球場グラウンドでのスポーツ観戦ができる位置にカフェ施設を設置

- 新たに設置する飲食施設「Park Café SMILE(仮称)」は、テラス席も設け、野球場やテニスコートでスポーツする様子を観ながらカフェを楽しんでいただきます。
- また、野球場横の新たな管理棟内には、トイレやシャワー更衣室はもちろん、自販機コーナーや休憩スペースも設置します。

公園各所に夜間照明設置で安全確保

- 新たに整備する園路や駐車場など各所に照明灯(ポール灯)を設置し、夜間でも安心して歩ける公園とします。JIS 規格の平均照度を原則として確保しつつ、一定の間隔を分けた配置計画により、極端な明暗をできるだけ抑える計画とします。
- 野球場グラウンドにも、照明設備を設置し、夜間での利用も可能にし、利用促進を図ります。公園の中心部を明るく照らすことで夜間、公園を安全に通行でき防犯効果にもつながります。

関連図面

【全体】配置図(公募対象公園施設、特定公園施設の取り扱いが分かるよう明記)



【公園を景観するカフェテラスイメージ】



【夜間照明設置で安全利用】



自然環境や景観への配慮、周辺景観との調和

既存の緑を活かした緑陰の提供

- 既存の緑をできるだけ活かして、心地よい緑陰を提供します。既存の木々緑は、極力残し「散策路の一部」として効果的に活用します。
- 伐採木は施設内のベンチや外構資材等に転用し、サステナブルに有効活用します。
- 新施設沿いには、新たに植樹を行い、軸や弧を強調するとともに、歩行者やジョギングをする人たちに緑の木陰を提供します。コース沿いには、伐採した樹木を活用したベンチや休憩スペースを設置します。

周辺の自然と溶け込んだ新たな賑わい施設を整備

- 新たに設置する飲食施設「Park Café SMILE(仮称)」や管理棟パークセーターは、周辺環境に溶け込むように、木のぬくもりや自然を感じられる木目調のデザインを採用します。
- カフェの前のスペースをエントランス広場とし、バーベキューや親子でのピクニック、ドッグランイベントなどで活用し賑わいを創出します。



【公園内遊歩道】



【自然と調和した管理棟】



【親子でくつろぎスペース】

広域避難地の機能を効果的に発揮

管理棟、カフェ、野球場グラウンドを災害対応施設として活用

- 大規模災害時には、本公園を地域住民の一時避難所(休憩スペース)と位置づけ、管理棟パークセーターやカフェ施設、野球場グラウンドおよびトイレを開放します。
- 管理棟やカフェ内のトイレおよびシャワー、電源、Wi-Fi 等を無償で開放します。
- 新たに設置する公園トイレは、夜間や災害等緊急時含め24時間利用可能とし、「野球場人工芝グラウンド」は、大規模災害時、物資の受け入れ配布場所やペットの保護場所としても活用します。

避難通路を案内看板に表示

- 災害時、地域住民の避難所となる体育館への避難通路を整備し、案内看板に表示します。園内に入る主要な道路は、大型緊急車両の進入を想定し、幅員を確保します。



【地域防災拠点】



【緊急時地域住民の一時避難場所イメージ】

その他省エネルギー等環境への配慮

駐車場への EV 充電施設の設置

- 電気自動車の普及を見据え、本駐車場内に1基の充電設備の設置を行います。
- 電気自動車の利用促進のため、利用者からの充電電気料の徴収は想定しておらず、利用者への付加価値サービスとして想定しています。(駐車料金は別途発生します。)



【EV充電器設置】

既存樹木の有効活用

- 既存の木々緑は、極力残し、散策路の一部として効果的に活用します。
- 伐採する樹木についても、伐採木は外構資材等に転用し、サステナブルに有効活用します。



【伐採木の有効活用例】

整備・管理運営計画 (全体・公募対象施設・メインエントランス等)

【評価の視点】 ・公募対象公園施設に関して、公園の魅力向上につながる施設の建設が提案されているか。 ・飲食店を含む収益施設の内容及び駐車場の規模が適切に設定されているか。 ・公園の利用促進、魅力向上につながる施設の管理計画となっているか。(安心・安全や利便向上・快適性に関する配慮や管理運営体制となっているか。また更なる賑わいの創出につながるイベントの開催等の提案がされているか。)

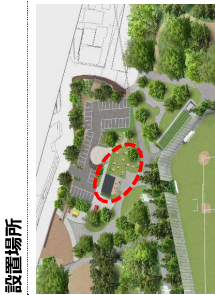
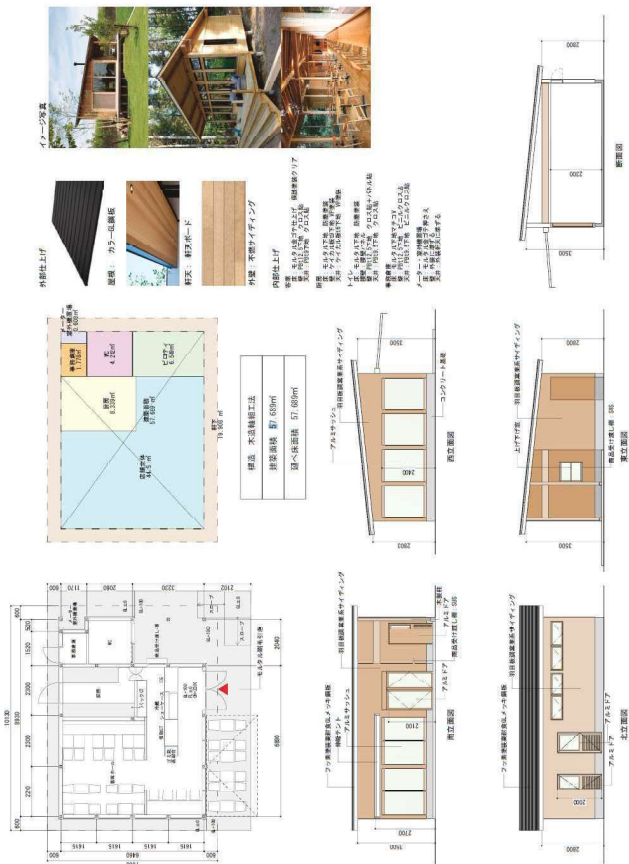
設置目的・施設概要(公募対象施設・収益施設:飲食施設カフェ)

事業コンセプトとの整合性、周辺景観との調和等の考え方

- **新たな飲食施設「Park Café SMILE (仮称)」開設で憩い空間創出**
 - ・吹田中の島公園には、園内に限らず近隣でも、長年「くつろげる空間」がありませんでした。新たに、カフェ施設を設置し公園利用者とスポーツ施設利用者の触れ合いが期待され、皆が「笑顔」になれる運営を継続します。
 - ・公園とスポーツ施設が一体化している公園特性から、ヘルスケア領域の経験知見が多い代表企業 A が Healthy で Natural な「食」を健康になり、笑顔になる「カフェ」Park Café SMILE(仮称)を新たに設置します。

関連図面

平面図(施設内の配置、構造を明記)、立面図(外壁の素材、色彩が分かる用明記)、断面図(寸法を明記)、求積図(使用予定面積を明記)



項目	公募対象公園施設
敷地の設定	カフェ・休憩所
用途	カフェ・休憩所
名称	Park Café SMILE(仮称)
建築面積	57.689 ㎡
延床面積	57.689 ㎡
階数	1 階建て
構造	木造

敷地の設定、建築物の用途、施設名称、建築面積、延床面積、階数・構造

設置場所

サービス内容、営業日、営業時間等

項目	内容
営業日	不定休 ※BBQは土日祝日のみ営業
営業時間	平日 11:00～15:00 土日祝日 9:00～17:00
メニュー	カフェ、スイーツ、カレーなど

不特定多数の利用者による利用のしやすさや安全性

誰にもやさしいユニバーサルデザイン

- ・カフェ施設には、入り口通路にスロープを設置するとともに、多目的トイレの設置も計画し、誰もが安心して快適に過ごせる施設とします。
- ・誰もがぶらりと立ち寄れる開かれた施設とし、公園の中に溶け込む木目調の落ち着いた空間をつくることにも、周辺環境と重なり合い、調和する景観を生み出します。
- ・軒先にテラス席も設置し、自然を鑑賞しながらくつろいでいただけます。

ランチからスイーツ、BQまで豊富なメニュー

- ・カフェやスイーツを中心に、ランチ向けの食事(カレーやうどんなど)も提供します。
- ・土日祝日限定ですが、バーベキューが楽しめるスペースもつくりたい。食材の販売の他、トングや包丁等備品貸出しを充実させ手ぶらで気軽に何度でも利用いただくようにします。

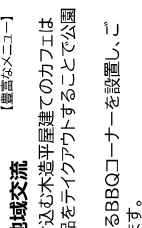
公園広場とカフェが一体となったエリアでの新たな地域交流

- ・デザインテーマである「木の温もりを感じる空間」として公園に溶け込む木造平屋建てのカフェはテラス席を設け、吹田中の島公園の新たなコミュニティスポット商品を開発することで公園全体で楽しんでも頂けます。
- ・また、行政と協議の上、アンケータやワークショップからも要望があるBBQコーナーを設置し、ご家族やスポーツクラブチームなどが交流出来る新たな空間となります。

工事実施の方法

令和 7 年 4 月から令和 8 年 8 月まで工事を完了し令和 8 年 9 月にオープン

- ・令和 7 年 4 月から令和 8 年 8 月を設計工事期間および開業準備期間とし、令和 8 年 9 月を公開新施設(Park Café SMILE(仮称))のオープン月と設定し、以降約 15 年間設置管理します。



整備・管理運営計画（全体・公募対象施設・メインエントランス等）

【評価の視点】・公募対象公園施設に関して、公園の魅力向上につながる施設が提案されているか。・飲食店を含む収益施設の内容や収益施設及び駐車場の規模が適切に設定されているか。・公園の利用促進、魅力向上につながる施設の管理計画となっているか。・安心・安全や利便性・快適性に配慮した営業時間や管理運営体制となっているか。また更なる賑わいの創出につながるイベントの開催等の提案がされているか。・

設置目的・施設概要（公募対象施設：駐車場）

事業コンセプトとの整合性、周辺景観との調和等の考え方

誰もが安全で快適に使用、環境にも配慮した駐車場へリニューアル

- 新設する駐車場は、今後リニューアルでさらなる利用者が増加することをふまえ、現在の24台から44台へ大幅に増加する計画です。
- 新たな料金設定、割引サービス、カメラ認証式駐車システムやキャッシュレス支払いなど最新のサービスを導入し利便性を高めさらに使いやすくします。
- 身障者スペース、ゆずりあいスペース、ゆとりある車枠寸法の確保と、分かりやすい看板を設置するなど誰もが安全で安心して使えるユニバーサル駐車場とします。
- また、新設のポンプ施設周辺の空地を活用し、周辺の樹木を活かす設計デザインと電気自動車の充電設備やカーシェアリングの設置により、環境にも配慮した取り組みを進めます。



関連図面

平面図（施設内の配置、構造を明記）



サービス内容、営業日、営業時間等

項目	内容
営業日	年中無休
営業時間	00:00 ～ 24:00

不特定多数の利用者による利用のしやすさや安全性

周辺環境に即した駐車場料金設定

- 本駐車場は昼間の平均稼働率が約30%ですが、土日についてはスポーツ施設利用者の利用で、昼間の平均稼働率が約80%～90%と満車傾向が強い性格を持っています。
- そのために、平日は当日最大料金を新たに設定し、利用者が長時間安心してご利用いただける料金を新たに設定します。
- 一方で、土日に限っては現状よりも料金を高めに設定し、車の乗り合いや、自転車等の交通手段への切り替えを誘導します。
- また、平日土日に限しても、施設利用者は90分無料の割引を設定することで、収益施設の利用を促す工夫をしたいと考えております。

平日	土日祝日	割引サービス
00:00 ～ 24:00 30分/100円 当日最大料金 600円	00:00 ～ 24:00 30分/200円	収益施設利用者の割引 (90分無料)を想定 ※スポーツ施設利用者を除く

電気自動車の利用促進に向けた提案～充電設備の設置～

- 電気自動車の普及を見据え、本駐車場内に1基の充電設備の設置を行います。電気自動車の利用促進のため、利用者からの充電電気の徴収は想定しておらず、利用者への付加価値サービスとして想定しております。（駐車料金は別途発生）



カーシェアリングスポット設置

- カーシェアリングとは、「必要な時だけ乗る、乗った分だけ負担する」自家用車や社用車を所有しないで、多数の人で車を共同利用する仕組みです。稼働状況次第ですが、近隣住民への利便性向上のために、1台のカーシェアリング設置をご提案します。



カメラ認証式駐車場で利便性向上と混雑緩和

- 駐車場のリニューアルにあたり、駐車場入庫時に入口のカメラで車両ナンバープレートを読み取り、車両を個別に認識するシステムを導入し、チケット発行などの手間省略や出庫時の混雑緩和につなげます。
- 出入りに券券機や精算機を置かないため、車寄せをする必要なく、最大限の駐車台数を確保することが可能になりました。



キャッシュレス決済もできる最新の精算機導入

- 駐車場の決済手段は、小銭だけでなくお札も使える機種で、現金の他、クレジットカードや電子マネー等、キャッシュレス決済を導入し利用者の利便性を高めます。



【キャッシュレス支払い】

整備・管理運営計画 (全体・公葬対象施設・メインエントランス等)

【評価の視点】 ・メインエントランスにおいて、公園の入口にふさわしい明るく開放的なエントランスとなっているか。また市民の交流や活動の場となるような提案となっているか。 ・トイレにおいて、必要な機能の配置及び内装の木質化などを行い魅力向上につながる提案となっているか。 ・手洗い場において、利便向上につながる提案となっているか。上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。

設置目的・施設概要(メインエントランス トイレ 手洗い場)

事業コンセプトとの整合性、周辺景観との調和等の考え方

公園の入口にふさわしく明るく開放的なエントランス

- 駐車場からつながる位置に新たなカフェ施設を設け、その周辺に新しいエントランス広場を造ります。カフェ前のエントランス広場には、ベンチやテーブルなどを設置し憩いスペースをとともに、ドッグランやバーベキューエリアなども設け、新たな交流を生み出します。

エントランスからスポーツ施設までの視覚的繋がりを創造

- これまでは中低木や盛土などにより、広場や園路とスポーツ施設との視覚的繋がりが乏しく、公園全体の広がりや一体性向上の改善が課題となっておりました。
- 今回の P-PFI 事業では、先行している市整備事業との整合性や相乗効果を基軸に、良好な景観の形成を行ない、エントランスから野球場などスポーツ施設までの視覚的繋がりをづくり、エントランスから広がる「公園とスポーツ施設の融合」と「安心できる見通しや開放性」を実現します。
- また、架空送電線鉄塔を覆うように、樹木やみどりを残す親善環境の保全にも努めます。

関連図面



ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮

エントランス広場に音声付き総合案内板を新たに設置

- 公園の玄関口エントランス広場に、新たに音声ガイド付きの「総合案内板」を設置し、はじめての方にも分かりやすく公園全体を案内します。
- 公園全体がユニバーサルデザインに配慮した空間となるよう、入口には新たにスロープを設置し、身障者などあらゆる方を安全安心にお迎えします。

広域避難地の機能を効果的に発揮

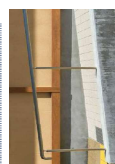
緊急時、地域の防災拠点として開放

- 大規模な災害時には、本公園を地域住民の一時避難所(休憩スペース)と位置づけ、管理棟バークセンターやカフェ施設、野球場グラウンドおよびトイレを開放します。
- 管理棟やカフェ内のトイレおよびシャワー、電源、Wi-Fi 等を無償で開放します。

公園及びスポーツグラウンド利用者がくつろげる空間性

エントランス付近にキッチンカーポートやBQ設置し賑わい創出

- エントランス付近にキッチンカーを 3 台程度設置出来るようなキッチンカーポートやドッグラン、バーベキューエリアなどを設置し、吹田市整備工事エリア(遊具広場など)と一体化したイベントやプログラムを展開します。



【スロープ設置イメージ】



【地域の避難所として開放】



【キッチンカーポート】

事業コンセプトとの整合性、周辺景観との調和等の考え方

24 時間使える多目的公園トイレ、手洗い場設置

- 遊具広場と野球場の間の公園トイレをリニューアルし、年中24時間いつでも誰もが安心して、快適に利用できるようにします。
- 公園トイレは市のガイドラインに準拠すると同時に、木を基調とした外観・内装で公園に溶け込むデザインとします。また、清潔に保てるよう日々の清掃にも注力します。

ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮

身障者にも入りやすく使い易い多目的公園トイレ、手洗い場設置

- 公園トイレには、身障者にも入りやすく使い易い多目的トイレも設置し、更新する手洗いは、車いすの方でも安心して利用出来るユニバーサルデザインとします。

外からも使えることが分かるよう表示

- トイレ前には、屋外からも使えることが分かるように、誰にも分かりやすい大きな案内サインを設置します。



【多目的トイレイメージ】



【誰もが使える水飲み場】



関連図面

【公園トイレ】イメージバース 平面図(項目及び数量が分かるよう記載)

立面図(仕上げ素材や色彩等が分かるよう明記) 断面図(主要部分の寸法等記載)



整備・管理運営計画（管理棟）

【評価の視点】・管理棟において、利用者の利便向上となる施設の配置となっているか。・安定した施設利用に向けて必要な修繕が実施され、長期にわたり快適な空間として利用できる提案となっているか。

特定公園施設設置目的・施設概要(管理棟:パークセンター(仮称))

事業コンセプトとの整合性、自然環境や景観への配慮、周辺景観との調和等の考え方

新たな交流の拠点「すいた中の島公園スマイルパークセンター（仮称）」開設

- 管理棟を公園のパークセンターと位置づけ、名称を新たに「すいた中の島公園スマイルパークセンター(仮称)」とし、総合受付から、シャワーや着替え、休憩室、多目的室など様々な用途に対応できるマルチ交流施設として、利用者に近いや賑わいを創出します。

周辺の自然環境と融合した木目調デザイン

- 施設外観デザインは、落ち着いた自然色を基調とし、やさしいイメージを提供します。内装は、木目調を基軸に、広がり空間と開放感あるデザインとします。

関連図面

イメージパース(外観、内観)



各施設の関連性や連携性

総合受付スペースをパークセンター1階にも設け、気軽に来場促進

- 管理棟は、野球場やテニスコートと隣接した位置に配置し、現在は2階にある総合受付スペースを1階にすることで、誰もが気軽に立ち寄れるよう改善します。
- パークセンター1階に、間口の広いカフェ休憩スペースを設けます。テーブルや椅子、カフェ自販機などを備え、屋内でのカフェ休憩スペースとします。

ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮

管理棟施設に多目的トイレ、更衣室、授乳室設置

- 管理棟施設内に、男女それぞれのシャワー・付更衣室を設けるとともに、授乳室も新たに設置し、スポーツした多目的トイレも設置します。
- 1階部に、男女それぞれのシャワー・付更衣室を設けるとともに、授乳室も新たに設置し、スポーツ利用者から公園を散歩する方やランナー、子育て世代などあらゆる人に対応した施設とします。

誰もが見やすいユニバーサルサイン設置

- トイレ案内など管理棟内のサインは、ユニバーサルデザインを基本とし、子供からお年寄りまで、誰もが見てわかりやすい、ピクトや大きな文字を用いたサインとします。

段差のある管理棟入り口にスロープ付通路設置

- 段差のある管理棟パークセンターの入り口には、身障者用スロープ付きの通路を設置します。



【シャワールームイメージ】



【身障者用スロープ設置】

広域避難地の機能を効果的に発揮

- 災害時には施設を開放し、広域避難場所としての役割を発揮
- 大規模な災害時には、本公園を地域住民の一時避難所(休憩スペース)と位置づけ、管理棟パークセンターやカフェ施設、野球場グラウンドおよびトイレを開放します。
- 管理棟やカフェ内のトイレおよびシャワー、電源、Wi-Fi等を無償で開放します。



【地震の防災拠点】

公園及びスポーツグラウンド利用者がくつろげる空間性

様々な用途で使える多目的室設置

- 多目的室は、大会時の選手控え場所や地域住民の交流スペース(会議、集まり等)として活用だけでなく、ヨガや体操など健康プログラムルームとしても活用します。



【健康プログラム室適用】

新たなコミュニティスペースを設置

- 管理棟1階中央に、間口の広いカフェ休憩スペースを設けます。テーブルや椅子、カフェ自販機などを備え、屋内でのカフェ休憩スペースとします。



【休憩スペース活用】

コワーキングスペースWi-Fi環境設定

- コミュニティスペースには、コンセント付家具やWi-Fiを整備することで、コワーキングスペースとして、スポーツの前後・合間などの時間を有効に活用できる計画です。

サービス内容、営業日、営業時間等

3月から11月まで早期7時から営業

- スポーツ施設の利用時間については、これまで通り3月から11月までは早期7:00から利用できるようになります。管理棟の閉館時間は、利用者が余裕をもって準備・片付・着替えなどができるよう、閉館時間は前後30分延長します。

項目	内容
営業日	不定休 年末年始6日間(12月29日～1月3日)の休み以外は基本営業
営業時間	3月～11月 7:00～21:00 12月～2月 9:00～21:00

不特定多数の利用者による利用のしやすさや安全性

施設内に防犯カメラを設置

- 管理棟パークセンター内には、常にスタッフが常駐しますが、更なる防犯対策として防犯カメラを設置します。



【防犯カメラ設置】

子育て世代にも安心して利用頂ける環境整備

- 管理棟に「あかちゃんの駅」を開設出来るよう授乳室とおむつ交換台を設置することで、子育て世代の方々も安心して子どもと来園できる環境を整えます。



【授乳室 おむつ交換台】

工事実施の方法

令和7年4月から令和8年5月まで工事完了し令和8年9月にオープン

- 令和7年4月から令和8年5月まで設計工事期間および開業準備期間とし、令和8年9月を公園新施設「すいた中の島公園スマイルパークセンター(仮称/行政と協議後)」のオープン日と設定し、以降約15年間設置管理します。
- 事業終了3か月前より、施設をそのまま残すか現状復旧するか市と協議し決定します。

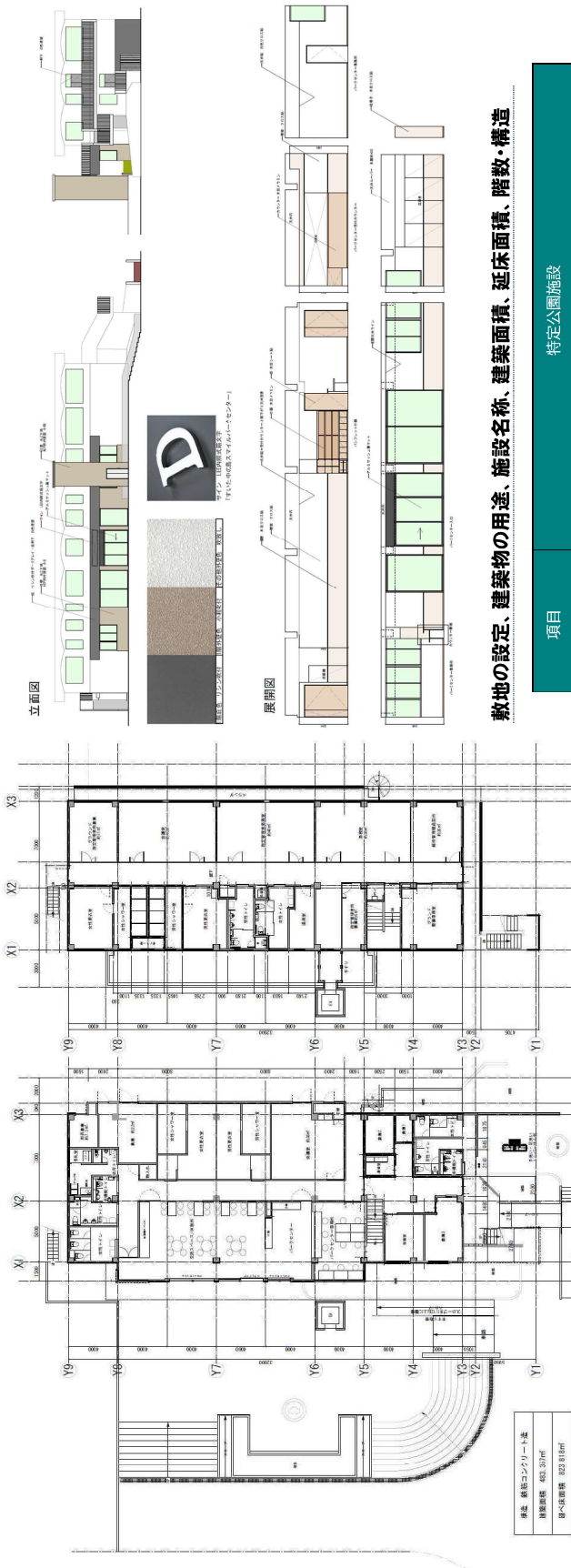
整備・管理運営計画（管理棟）

【評価の視点】・管理棟において、利用者の利便向上となる施設の配置となっているか。・安定した施設利用に向けて必要な修繕が実施され、長期にわたり快適な空間として利用できる提案となっているか。

施設の概要

関連図面

平面図（工事内訳書に記載の項目及び数量が分かるよう記載）、立面図（舗装等の仕上げ素材や色彩等が分かるよう明記）、断面図（主要部分の寸法等を記載）、用途、材質や機能など



敷地の設定、建築物の用途、施設名称、建築面積、延床面積、階数・構造

項目	特定公園施設
用途	スポーツグラウンド受付、維持管理詰所、各事務所、パークセンター 他
名称	管理棟
建築面積	483.357 ㎡
延床面積	823.818 ㎡
階数	2階建て
構造	鉄筋コンクリート造



パークセンター内イメージ

整備・管理運営計画 (野球場)

【評価の視点】 ・長期の指定管理期間内において競技及び市民利用に支障がないように十分な品質を維持できる提案となっているか。 ・熱中症対策や暑熱対策、マイクログラスチック対策など環境配慮への提案が実効性のあるものか。

・利用環境の向上や多目的での柔軟な利用に配慮した提案となっているか。できるような提案となっているか。

設置目的

各事業コンセプトとの整合性、周辺環境との調和等の考え方について

野球場の課題を解決する持続可能なSDGsグラウンドを構築

- 野球場については、平日の利用率の向上と多目的な利用対応ができることや、公園利用者の安全対策（球の飛び出し防止）、熱中症対策、マイクログラスチック流出など環境問題が現状の課題と認識しています。
- これら様々な課題を解決し、あらゆる人が継続して利用し続け、環境にも配慮したSDGs型野球場を創造します。



【本野球場が抱える現状の課題】

関連図面

イメージバス（外観、内観）



ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮について

長期間、競技及び市民利用に支障がないように十分な品質を維持できる提案

耐久性のあるJFA公認の捲縮人工芝に改修し長期品質を維持

- 今回、本野球場に敷設する人工芝は、捲縮加工したオールラウンド型の人工芝です。従来の直毛型ロングパイル人工芝と比較し、耐久性、安全性、競技性、環境性すべてにおいて優れた高機能な人工芝です。
- 厳格な日本サッカー協会(JFA)の基準をクリアした人工芝で、プロレベルのハードなプレー性を確保するとともに、パールの耐久性能が、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を維持することができ、また、同じ捲縮加工人工芝の中でも、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。
- また、同じ捲縮加工人工芝の中でも、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。
- また、同じ捲縮加工人工芝の中でも、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。

快適に利用していただけます。

捲縮加工した人工芝が安全で快適なプレー環境創出

- 提案する特殊捲縮加工人工芝は、天然芝に似た形状により、野球やサッカーで使用するスパイクとグリップし、プレーヤーの膝・足首への負担を軽減します。
- 右表のとおり、体ごと転倒した時の衝撃測定実験で、直毛人工芝より、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。
- 安全で快適な利用環境を創出します。

ユニバーサルデザインやバリアフリー等安全面への配慮について

利用環境の向上や多目的での柔軟な利用に配慮した提案

野球・サッカー・グラウンドゴルフなど多目的対応の高機能人工芝グラウンド

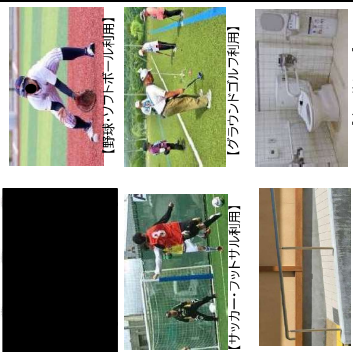
- 提案人工芝の特殊な捲縮加工により、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。
- 自然なボールの転がり、サッカーなど大きなボールはもちろんです。野球やグラウンドゴルフなど小さいボールでも、**耐久性**、**安全性**、**競技性**、**環境性**を向上させることができます。

多目的に対応するコートライン引き

- グラウンドには、野球、サッカー、小学生8人制サッカーのコートラインを施し多様に活用します。
- 一般貸出しの他、スクールや各種大会・イベント利用など多目的に活用し、利用率を向上させます。

管理棟に身障者用スロープ、多目的トイレ設置

- 野球場グラウンド受付のある管理棟パークセンターには、身障者用スロープや多目的トイレを設置し、誰もが安心安全に利用していただけます。



【多目的トイレ】

【身障者用スロープ】

【野球・ソフトボール利用】

【グラウンドゴルフ利用】

整備・管理運営計画 (野球場)

【評価の視点】 ・長期の指定管理期間内において競技及び市民利用に支障が出ないよう十分な品質を維持できる提案となっているか。
・利用環境の向上や多様な多目的での柔軟な利用に配慮した提案となっているか。
・熱中症対策や暑熱対策など環境配慮への提案

設置目的

自然環境や景観への配慮、周辺景観との調和について

熱中症対策や暑熱対策など環境配慮への提案

熱中症対策として、夏場の人工芝表面温度を抑制する遮熱効果のある人工芝

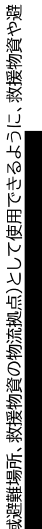
- 本グラウンドに敷設する人工芝は、バールの表面温度を低減させることができます。さらに、充填材の温度上昇も抑制します。
- これらの効果により、特に夏季に高温となる人工芝フィールドの表面温度上昇や暑熱を抑制することができ、プレイヤーの熱中症対策に貢献します。

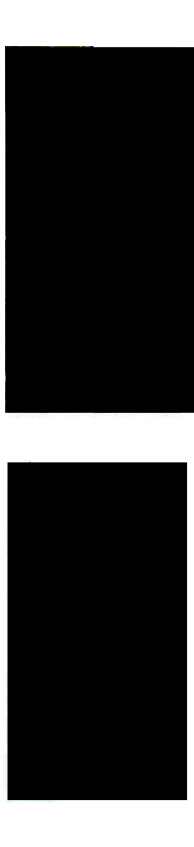


広域避難地の機能を効果的に発揮について

利用環境の向上や多様な多目的での柔軟な利用に配慮した提案

災害等緊急時、広域避難場所としても活用できる人工芝グラウンド

- 災害等非常時において防災拠点(広域避難場所、救援物資の物流拠点)として使用できるように、救援物資や避難民、大型テントなど提案人工芝を導入した類似施設では、



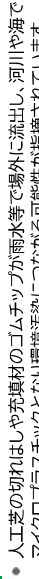
管理棟、野球場グラウンドを災害対応施設として活用

- 大規模災害時には、本公園を地域住民の一時避難所(休憩スペース)と位置づけ、管理棟パークセンターや、野球場グラウンドおよびトイレを開放します。
- 管理棟やカフェ内のトイレおよびシャワー、電源、Wi-Fi 等を無償で開放します。
- 新たに設置する公園トイレは、夜間や災害等緊急時含め24時間利用可能とし、「野球場人工芝グラウンド」は、大規模災害時、物資の受け入れ配布場所やベットの保護場所としても活用します。

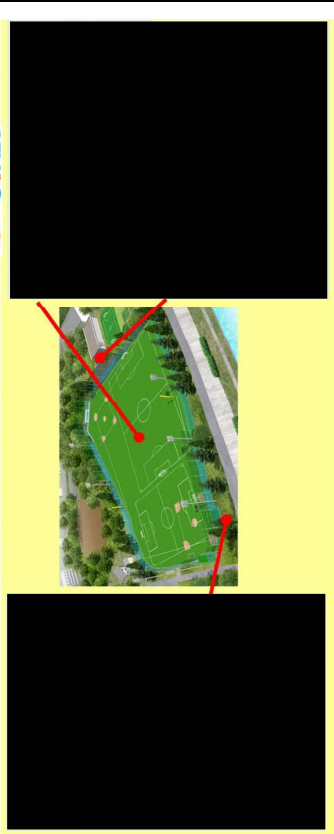
自然環境や景観への配慮、周辺景観との調和について

マイクロプラスチック対策など環境配慮への提案

マイクロプラスチック流出抑制など環境に配慮したグラウンドづくり

- 人工芝の切れはしや充填材のゴムチップが雨水等で場外に流出し、河川や海でマイクロプラスチックとなり環境汚染につながる可能性が指摘されています。
- 本グラウンドは、神崎川沿いに位置し、特に、このマイクロプラスチック流出問題に注視する必要があり、下記様々な流出抑制対策に取り組み、環境に配慮したSDGs型グラウンドを創造します。
- 本グラウンドに敷設する人工芝は、雨水などでマイクロプラスチックが施設外へ持ち出されないようにします。

環境に配慮したフィールドづくり



その他利用者増につながる取組について

利用環境の向上や多様な多目的での柔軟な利用に配慮した提案

野球教室やサッカー教室など定期開催で継続利用促進

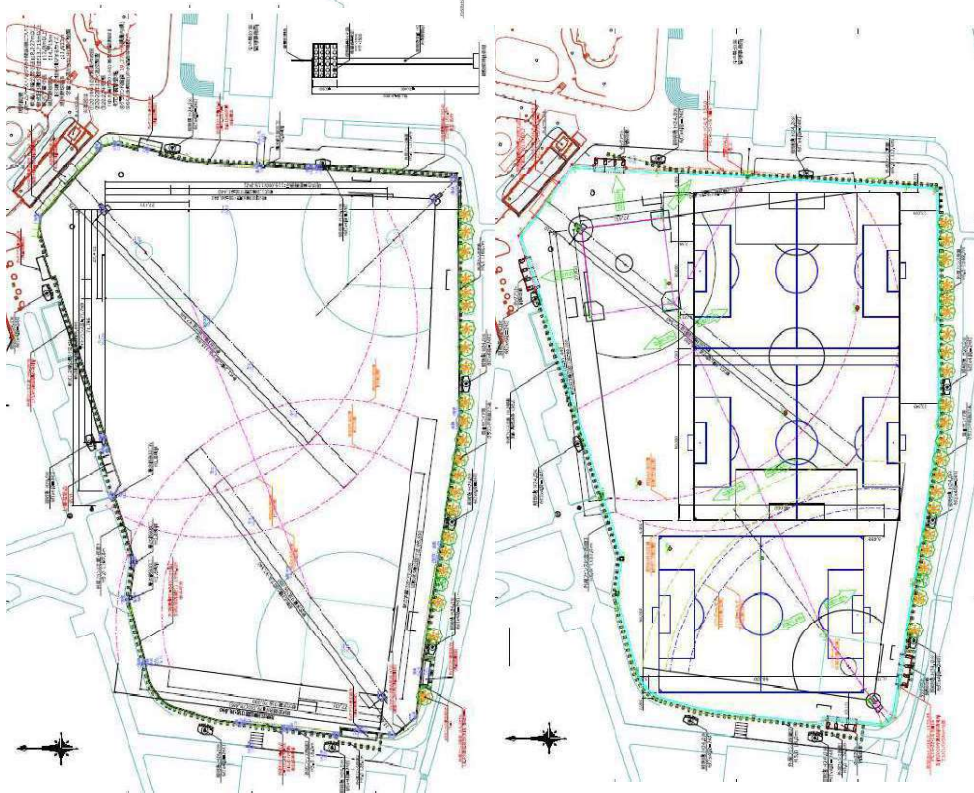
- グラウンドの人工芝化に合わせ、特に平日の利用拡大に向け、引き続き阪神タイガースの野球教室などを実施し継続利用を促進するとともに、新たにサッカー教室や屋外ヨガイベント、グラウンドゴルフ大会なども取り入れ、さらなる利用拡大を図ります。



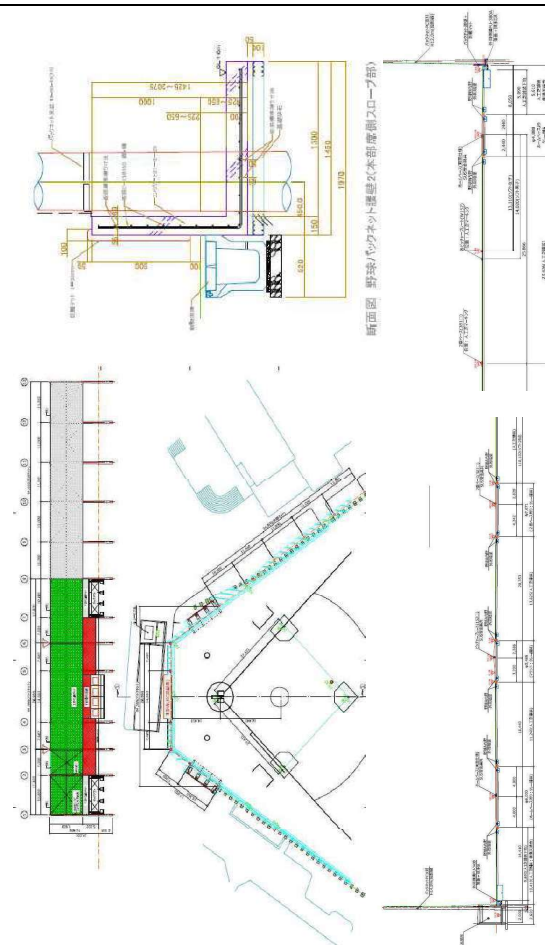
整備・管理運営計画 (野球場)

関連図面

平面図(工事内訳書に記載の項目及び数量が分かるよう記載)



立面図・断面図



各施設の関連性や連続性について

- 駐車場からの安全な動線確保**
 - 駐車場から野球場グラウンドへはほぼ最短距離で行けるような、明快な歩行者動線とします。
 - 車両動線と歩行者動線は原則として明確に分離し、安全に歩ける公園とします。
- 施設間連携に配慮した整備で賑わい創出**
 - 野球場近くに屋内の管理棟を配置することで、各施設を運動させて利用できる計画としています。
 - 休憩スペースやシャワー、トイレも完備した管理棟を隣接させることで、夏の熱中症対策や急な雨天時の待機スペースとして活用できます。
- 防球ネット 本部室 ダックアウトリニューアル**
 - 野球場グラウンドの人工芝化に合わせ、防球ネットや本部室、ダックアウト内のリニューアルも行い、安心安全に快適に利用していただける環境を整備します。



価 格 提 案 書

価格提案書

- 「中の島公園魅力向上事業公募設置等指針、並びに中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンド指定管理者募集要項」に基づき、以下の金額を提案します。

使用料及び整備費

1. 公園施設の管理の許可に係る提案額(㎡単価)

¥		万	千	百	拾	円	
			4	0	0	0	/㎡

【最低額】 4,000 円/㎡・年

2. 公園施設の設置の許可に係る提案額(㎡単価)

¥		万	千	百	拾	円	
			2	0	0	0	/㎡

【最低額】 2,000 円/㎡・年

3. 利便増進施設占用料に係る提案額(㎡単価)

¥		万	千	百	拾	円	
		1	2	0	0	0	/㎡

【最低額】 12,000 円/㎡・年

4. 行政財産の目的外使用料に係る提案額(㎡単価)

【屋外】

¥		万	千	百	拾	円	
				1	2	5	/㎡

【最低額】 125 円/㎡・月

【屋内】

¥		万	千	百	拾	円	
				6	7	8	/㎡

【最低額】 678円/㎡・月

5. 特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額

¥	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	9	7	7	7	6	0	0	0	0

【上限額】 977,760 千円

＜【参考】 特定公園施設整備に係る応募者負担額 ＞

応募者 負担額	¥	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		1	1	0	0	0	0	0	0	0

価格提案書

価格提案書

売上還元

6. 公募対象公園施設の売上に応じた公園への還元策

前提として、当該公園内の公募対象施設は、駅からの距離や平日利用者の少なさなどから、非常に厳しい状況下での運営が予想されますが、民間企業として知恵を絞り、また構成企業と連携し平日利用者の底上げなどを図り、皆さんに喜んで頂く施設になると同時に売上向上を図り、公園への還元につなげたいと思います。

つながりを実感できる暮らし

- リニューアルする管理棟(吹田中の島スマイルパークセンター／仮称)内に、利用者からの要望に耳を傾け、必要な什器・備品・みどり、アートを整えます。



緑豊かでうるおいのある都市生活

- エントランスエリアには、将来的にボランティア活動の拠点となるような花壇を整えます。



スポーツ施設と公園利用の融合

- 人口芝化される新野球場内で、様々な方が、様々な楽しみが出来るイベント・プログラムを開催します。



公園施設の老朽化への対応

- 利用者が安心できる公園灯を増設します。



価格提案書

価格提案書

特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額の詳細

7. 各年度における本市負担の提案額

【令和7年度】

¥		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	3	0	3	8	1	5	0	0	0

【上限額】「5. 特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額」の6割以下

【令和8年度】

¥	6	7	3	9	4	5	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8. 特定公園施設の整備費の詳細

(千円)

[illegible]

※必要に応じて行を追加してください。

※数字は算用数字を用いてください。

※提案を行わない項目は、無記入としてください。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

中の島公園及び 吹田市立中の島スポーツグラウンド 指定管理者事業計画 提案書



法人又は団体の名称	すいた中の島 SMILE パークパートナーズ
代 表 者 指 名	城守 淳
所 在 地（ 住 所 ）	大阪府吹田市春日3丁目20-8
担 当 者 指 名	
電 話 番 号	06-6369-2296
F A X	06-6369-2235
E - m a i l	

全体計画 管理運営方針

目的やコンセプト

【評価の視点】：「つながりを実感できる暮らし」を実現するため、市民が主体となった活動や交流などを促進するような仕組みづくりや、公園利用の多様化や多世代交流、市民・行政・事業者の連携や防災コミュニティの形成を促進する取組となっているか
 ・「緑豊かでうまいのある都市生活」を実現するため、植栽等の保全管理に関する取組や、緑の資源を活かした自然に触れ合える取組となっているか
 ・「個性と活力のある都市づくり」を実現するため、市民による活動の創出・発展につながる仕組みづくりや、公園協議会などを通じて地域と公園の将来像を共有する取組みとなっているか
 ・公園及びスポーツグラウンドの目的やコンセプト、管理運営方針を十分に理解しているか

管理運営方針

管理運営の4つの方針と基本施策

- 市が掲げる事業目的や本公園の目指すべき姿、公園及びスポーツグラウンドの設置目的等を踏まえ、「健康・スポーツ」、「快適・サービス」、「交流・賑わい」、「安全・安心」な環境をつくり、市民みんなが健康的で幸せな、つながりを実感でき、そして笑顔になれる、市民のための公園を創造します。

管理運営コンセプト

Let's be smile

～健康的で幸せな、市民の為の拠点づくり～

【管理運営コンセプトを実現する4つの基本方針と主な施策概要】

健康 スポーツ 【方針1】 市民の心と体の健康づくり スポーツやレクリエーションに触れる機会を幅広く創出し、多世代交流・市民の心身の健康づくりに貢献します。 主な施策概要 ①多世代に対応のスポーツ・レクリエーションプログラムの実施 ②無料体験会や開放イベントで利用機会創出 ③野球場個人利用枠の設定で気軽な利用を創出	交流 賑わい 【方針2】 市民の交流・賑わいづくり 市民・行政・事業者で連携し、人と人、地域をつなげる交流活動を促進するとともに日常的な賑わいで利用を促進します。 主な施策概要 ①公園ボランティアや公園協議会などによる地域協働の公園づくり・地域と公園の将来像を共有 ②多種多様な公園フェスタ実施で賑わい創出 ③地域連携防災イベントや自然体感イベント実施
快適 サービス 【方針3】 便利で快適なサービスづくり 市民の多様なニーズや行政施策に応えるサービス導入に努めます。また緑豊かで快適な自然環境を提供します。 主な施策概要 ①キャッシュレス決済、Wi-Fi 整備で利便性向上 ②専用ホームページ機能充実で快適利用 ③植物管理の徹底で快適な自然環境を提供	安全 安心 【方針4】 安全・安心な環境づくり 日頃の訓練で事故やトラブルへの迅速な対応とともに地域防災拠点としての役割を果たします。 主な施策概要 ①定期的な研修訓練で安全安心な体制構築 ②専門業者によるスポーツフィールド整備 ③地域の防災拠点として適切な避難所運営

- 方針実現の指標として、以下の3つの目標を設定し具体計画に基づいた管理運営を行います。

目標①	年間利用者数 10万人/年以上 を達成	〔スポーツグラウンド 延年間利用者数実績 73,000 人/年〕
	各種教室・賑わいイベント等で利用を活性化させ、利用者数10万人/年以上を目指します。	
目標②	新たな利用サービスで、利用者満足度調査で「 良い 」を 90%以上 獲得	
	利用者目線のサービスで毎年の満足度調査アンケートで、「良い」評価を 90%以上獲得します。	
目標③	資格者の配置や定期的な安全研修により、毎年 重大事故0件 を実現	
	安全・安心の管理運営体制とマニュアルや教育により、重大事故0件を達成します。	

全体計画 管理運営方針

目的やコンセプト

【評価の視点】：「つながりを実感できる暮らし」を実現するため、市民が主体となった活動や交流などを促進するような仕組みづくりや、公園利用の多様化や多世代交流、市民・行政・事業者の連携や防災コミュニティの形成を促進する取組となっているか
 ・「緑豊かでうまいのある都市生活」を実現するため、植栽等の保全管理に関する取組や、緑の資源を活かした自然に触れ合える取組となっているか
 ・「個性と活力のある都市づくり」を実現するため、市民による活動の創出・発展につながる仕組みづくりや、公園協議会などを通じて地域と公園の将来像を共有する取り組みとなっているか
 ・公園及びスポーツグラウンドの目的やコンセプト、管理運営方針を十分に理解しているか

管理運営計画

公園の管理運営計画

快適・安全・安心な憩いの空間を提供

- 公園については、以下の4つの業務に注力し、あらゆる世代の利用者にとって快適な空間、安全・安心して利用できる場所の提供を行います。

1 市民の憩いの場となる植物管理

樹木や草花管理の徹底で緑を保全し、市民やボランティアと一緒に憩いの場となる公園をつくります。



2 安心・安全な施設管理

予防保全の考えのもと、きめ細やかな点検・修繕で施設の長寿命化と安全環境を提供します。



3 快適利用のための清掃の徹底

施設、設備、備品等が常に清潔で快適に利用できるよう清掃を徹底します。



4 地域みんなでパークマネジメント

公園協議会やパークボランティア、その他地域団体と連携して公園を活性化させます。



スポーツグラウンドの管理運営計画

市民の健康増進と多世代交流・賑わいを創出

- スポーツグラウンドについては、これまで現管理者として培ってきた経験・実績をもとに、市民の健康増進に寄与し、多世代交流やにぎわいを創出します。

1 誰もが利用しやすい施設運営

多世代の誰もが利用しやすい丁寧な接客や施設サービスを提供します。



2 安全なスポーツフィールドの提供

プロ球場も整備する専門企業が安全快適なグラウンドを提供します。



3 利用者ニーズに応えるサービス提供

利用者特性や要望を踏まえ新たなサービスを導入し、利用者満足度を向上させます。



4 新たな利用・交流の促進

新たなスポーツ・レクリエーションプログラムや広報宣伝の強化で利用・交流を促進します。



スポーツグラウンド管理運営開始までの連携

施設内に仮のパークセンターを開設し現管理者と連携

- スポーツグラウンドに関しては、令和9年度末まで現指定管理者が管理するため、開始までの間にしっかり連携・協力し、令和10年度からの業務に備えます。
- 令和7年の開始からパークセンターリニューアルまでの間は、現管理者と連携・協力し、施設内に仮のパークセンターを開設し、総括責任者等を配置し運営します。 【施設内に仮のパークセンターを開設】
- また、構成団体 B と構成企業 C が現管理者のため、スムーズな業務移行が可能です。
- 市と協議の上、オープンセレモニーなど開園準備業務を進めていきます。

